

総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

1 日時

平成 23 年 10 月 19 日（水曜日）

午前 10 時 3 分開会、午後 2 時 35 分散会

（うち休憩 午前 10 時 35 分～午前 10 時 42 分、午前 10 時 42 分～午前 10 時 43 分、
午前 11 時 3 分～午前 11 時 7 分、午前 11 時 54 分～午後 1 時 2 分）

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

五日市王委員長、城内愛彦副委員長、伊藤勢至委員、田村誠委員、高橋元委員、
佐々木努委員、佐々木大和委員、工藤勝子委員、及川あつし委員、久保孝喜委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

大森担当書記、熊谷担当書記、藤澤併任書記、清水併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 秘書広報室

稲葉秘書広報室長、杉村首席調査監、小山調査監、小友秘書課総括課長、
高橋広聴広報課総括課長、佐藤広聴広報課報道監

(2) 総務部

加藤総務部長、小原総務部副部長兼総務室長、高橋総務室入札課長、
浅沼人事課総括課長、八重樫予算調製課総括課長、紺野法務学事課総括課長、
鈴木法務学事課私学・情報公開課長、菅野法務学事課行政情報化推進課長、
永田税務課総括課長、新屋管財課総括課長、小山総合防災室長、
宮元総合防災室防災危機管理監、小野寺総合防災室防災消防課長、
平総務事務センター所長

(3) 政策地域部

千葉政策地域部長、木村政策地域部副部長兼政策推進室長、
佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長、大平政策推進室政策監、
森政策推進室評価課長、阿部政策推進室調整監、高橋政策推進室分権推進課長、
堀江市町村課総括課長、浅田調査統計課総括課長、
畠山 N P O ・文化国際課総括課長、西村国体推進課総括課長、

菅原国体推進課施設課長、伊藤地域振興室県北沿岸・定住交流課長、
野中地域振興室交通課長

(4) 復興局

廣田理事兼復興局副局長、平井理事兼復興局副局長兼まちづくり再生課総括課長、
佐々木復興局参事、宮総務課総括課長、大平企画課総括課長、森企画課計画課長、
伊藤産業再生課総括課長、鈴木生活再建課総括課長、
鈴木生活再建課被災者支援課長

(5) 議会事務局

及川議会事務局次長、高坂総務課総括課長

(6) 選挙管理委員会事務局

堀江選挙管理委員会事務局書記長

(7) 人事委員会事務局

熊田人事委員会事務局長、及川人事委員会事務局職員課総括課長

(8) 警察本部

森本警務部長、吉田警務部参事官兼警務課長、川村警務部参事官兼会計課長、
佐々木生活安全部参事官兼生活安全企画課長、工藤交通部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第 3 号 東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電
からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願

イ 受理番号第 11 号 被災地復興のための医療等の充実を求める請願

(3) 議案の審査

ア 議案第 1 号 平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）

イ 議案第 15 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

ウ 議案第 16 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第 17 号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

オ 議案第 18 号 岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

カ 議案第 19 号 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正す
る条例

キ 議案第 25 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

ク 議案第 28 号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋
沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し

議決を求めることについて

ケ 議案第 29 号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて

(4) 請願陳情の審査

ア 受理番号第 1 号 新公益法人への移行期限延長に関する請願

イ 受理番号第 2 号 免税軽油制度の継続を求める請願

ウ 受理番号第 7 号 軽油引取税の免税等に関する国への意見書の提出を求める請願

(5) その他

ア 委員会調査について

9 議事の内容

○五日市王委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。去る 9 月 22 日の当委員会におきまして、県の復興予算の内容等について執行部から説明を求める機会を設けてほしい旨、及川あつし委員から議事進行があった件について、委員会終了後、当職から執行部に対し申し入れを行ったところでありますが、復興予算は当委員会のみならず各委員会に関係することから、東日本大震災津波復興特別委員会の場で説明を求めることとし、去る 10 月 5 日開催された同委員会において、執行部から説明を求めたところでありますので、御報告いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

はじめに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの正副委員長の互選に伴い、委員席をただいま御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。

なお、本日の日程であります。受理番号第 3 号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願については、当総務委員会のほか環境福祉委員会に、それぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて環境福祉委員会との協議が必要になる可能性があるため、環境福祉委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので御了承願います。

また、受理番号第 11 号被災地復興のための医療等の充実を求める請願については、当委員会のほか環境福祉委員会、商工文教委員会に分離して付託されており、当委員会に付託された部分については国に対する意見書の提出を求める内容は含まれていないものの、他の委員会と同様、順番を入れ替えて審査を行うことといたしますので御了承願います。

それでは、受理番号第3号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願を議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、請願項目のうち1の(1)及び2でありますので、御了承願います。本請願について当局の参考説明を求めます。

○小山総合防災室長 それでは、東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願の2について、お配りの資料により説明させていただきます。なお、資料中、受理番号第3号の表題につきましては、東京電力という言葉が抜けておりました。申しわけございません。訂正させていただきます。

まず、請願についての政府の対応でございますが、記載のとおり本年8月5日に原子力損害賠償紛争審査会におきまして、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針を示したところでございます。この中間指針につきましては、損害賠償が円滑に進むよう、東京電力が賠償すべき損害を示したものでございますが、中間指針の対象とならなかったものでも損害賠償の対象となる場合もございます。

次に、これまでの東京電力の対応でございますが、この中間指針を踏まえ、9月27日には被害者からの請求書の受付を開始。また、10月1日には、福島県以外の東北各県における補償業務に対応するため、仙台市に東北補償相談センターを設置してございます。

県といたしましては、この原発事故との因果関係が成り立つものにつきましては、原因者である東京電力が賠償すべきものと考えておりまして、東京電力に対し損害賠償を強く求めていきますとともに、国に対しましても引き続き必要な措置を要望していくこととしております。以上で請願に関する説明を終わらせていただきます。

○五日市王委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○久保孝喜委員 ただいまの参考説明に関して、ちょっとお聞きしたいと思います。

県の対応の部分で、いくつか文章上の確認をさせていただきたいと思います。最初に、県は、原発事故との因果関係が成り立つものについては、どうたってありますけれども、何をもってこの因果関係を判断するのか、誰が行うのか、いつの段階で行うのか。どのようにお考えでしょうか、お聞きします。

○小山総合防災室長 ただいま因果関係につきまして御質問がございましたけれども、因果関係の考え方につきましては、中間指針にも示されておるところでございますけれども、個々具体的に検討が必要だと思っております。

次に、いつということでございますけれども、事案ごとに、発生ごとにといいますか、そういういった考え方にならざるを得ないと思っております。

誰がにつきましてでございますけれども、中間指針の考え方につきましては、基本的に紛争審査会がつくるものでございますので、紛争審査会で—中間指針も、実は第一次の指針と

か第二次の指針を経てできたものでございますけれども、指針をつくる中で、国が積極的につくるべきものと理解してございます。

よって、県といたしましては、指針の新たな作成に向かって、こういったものが損害になるであろうという形で要望していくことがあろうかと思っております。

○久保孝喜委員 よくわかりません。県の対応と書いて、因果関係が成り立つものについてと記述している限りにおいては、県がどのように判断するのかということを知っているのか、中間指針の説明を知っているのではありません。まずその点をはっきりしてもらいたい。何をもって判断するのか、誰がいつの段階で判断するのかということは明確にしておかないと、さまざま県民からの問い合わせが来た時に中間指針の説明をするのですか。そういうわけにはいかないわけでしょう。まずそこを明確にもらいたい。

さらに、この文章の後に、幅広く原因者である云々と記述がありますけれども、この幅広くという言葉は、どの言葉に係る言葉なのでしょう。東京電力に係るのか、損害賠償に係るのか。この幅広くという記述は、その前段の因果関係との問題ともあわせて、非常に誤解を招く表現ではないかという気がしますが、その点についてはどうでしょうか。

○加藤総務部長 さきほどの総合防災室長からの答弁につきまして、若干正確さを欠く点がありまして、申しわけございません。

因果関係というか、どういう賠償を求めると判断は当然、被害者たる県民あるいは事業者の皆さん、それを取りまとめる県として主体的に行います。いつというのは、被害の対応あるいは被害の全貌というか、それぞれの被害にかかわる状況判断ということになりますので個別のということになります。被害がまとまり次第、それにつきまして判断をしていくこととなります。県といたしましても、被害者の御意見、状況を伺いながら取りまとめを支援いたしまして、さまざまサポートしてまいりたいと考えております。

また、対応の表現、幅広くにつきまして、どこに係るのかということですが、東京電力による損害賠償ということになります。それにつきましては、事故がなければ当然起こり得なかったものにつきましては、こちらとしては因果関係の連鎖があるだろうと思えますので、広く損害賠償を行うべきだという趣旨で、ここは記述させていただいているということでもあります。

○久保孝喜委員 今回の部長のお話にあった、事故がなければ起き得なかった事態ということに、すべての損害賠償の根拠があるのだろうと私は思います。因果関係などということを使い始めると、科学的に証明しろとか法律的にどうだとかという話に当然なってくるわけで、あくまでも県民にとっては被害者の立場でありますから、被害者の立場が、賠償する側の立場におもねってというか、おもんばかって請求するなどという姿勢があってはならないと私は思っていますので、その点はこれからも明確にしていきたい。

幅広くという言葉が、東京電力の損害賠償だということについては了解しました。この文章は、かなりそういう意味で正確さを欠き、かつ誤解を招きかねないと思っておりますので、その点は今後ぜひ考慮していただきたい。原因者という点で言えば、幅広くなどという

ことではなくて、唯一の原因者であると言っていいだろうと私は思っていますので、今後とも対応をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○及川あつし委員 ちょっと確認ですが、当委員会に付託されているのは、受理番号第3号の1の(1)及び2でいいですか、委員長。

○五日市王委員長 1の(1)及び2です。(及川あつし委員「いいですね」と呼ぶ)

○及川あつし委員 今、当局からの参考説明は2の部分だけではありますが、1の(1)についての説明はないのでしょうか。

○加藤総務部長 1の(1)の内容の、早急に収束させることにつきましては、当然のことと思っております、執行部からさらに改めて参考資料、背景の説明等は不要かと思ひまして、説明は割愛させていただいた次第でございます。

○及川あつし委員 部長、申し訳ないけれども文書を全部読んでいただきたいのは、ここで請願されている項目は二つで、まず一つ目が情報の全面開示です。二つ目は今の部長の説明のとおりなのですが、1の(1)の情報開示と、今、久保委員が指摘をされた被害者への賠償というのは、相当強い因果関係があるわけです。事故発生以来、東京電力の情報開示の姿勢については、多くの有識者が指摘されてきているところでもありますけれども、私もまだ全面的な情報開示がされていないのではないかという疑念を持っています。この情報開示の程度がどの程度であるかというのを、しっかり岩手県としても捉えないと、次につながる損害賠償の確定というところに大きな支障があると思うので、なぜここで説明しないのかちょっと疑問であります、部長の見解をまず聞きたいと思ひます。

○加藤総務部長 情報の全面開示につきましては必要なことだと思っております。巷間、報道なり指摘をされておりますように、情報開示については十分ではないのではないかと、この認識はこちらとしても持っておりますし、また知事からも、そうした旨の答弁なり、あるいは記者会見等で発言させていただいております。全面開示すべきだとか、明らかになっていない情報があるのではないかということは言われておひまして、我々もそういう認識とか受けとめはしておりますが、全面的なという一どこまでかという範囲は、ちょっとこちらとしては確定できないものですから、責任を持った説明がなかなかしがたいということで、今回1の(1)につきましては、先ほどのことも含め全面開示の部分につきましても、こちらから参考説明は控えさせていただいたところでございます。

○及川あつし委員 これは要望であります、どこまで隠ぺいしているのかどうかも分からないので、何について開示を求めたらいいのかわかりませんが、いずれにしても一番問題となるのは、現段階においても放射性物質がどの程度放出されて、スピーディな情報も含めて本県にどの程度影響あるのかというのが最大の問題だと思ひますので、そこについては折に触れて、政府に強く要望していただきたいということが1点であります。

もう一つ確認であります、きょうの参考説明で、小山総合防災室長からの説明でありましたけれども、そもそも東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害の賠償については、総合的に扱うのは総合防災室なのではないでしょうか。まずそれを確認します。

あともう1点は、今、本県に影響が出ていると言われているのは農林水産業の分野、観光業の分野、その他もあるのかもしれませんが。今、賠償となり得るということで議論されている分野は何なのか、どこまでその業務が進んでいるのか、体系的にちょっと御説明いただきたいと思います。

○小山総合防災室長 損害賠償事務につきましては、総合防災室が総合的な窓口になるという考え方でおります。今、農林水産部におきましては、第一次の損害賠償を東京電力に対してやっておる最中でございます。その他の損害賠償につきましては、明確なものがまだ出ておりませんが、各部において関係機関とそういった形で調査等をしながら、今後事務が進められていくと考えております。

○及川あつし委員 私のイメージですが、何となく、岩手県の賠償に対する押し出し方が弱いような感じがしています。農林水産業の分野においても、賠償額が本当にこの程度でいいのかとか、賠償の方法が一本会議の一般質問の質疑でもありましたけれども、なぜ二重の迂回したような形を取るのだとか、あと一番の問題は観光業です。なぜ岩手県の観光については、しかるべき対応がなされないのかということについて、うちの県としてどうも強いメッセージが出ていないような感じがします。ここについては、どういう風にお考えになっているのか、その点ちょっと所感をいただきたいと思います。

○加藤総務部長 それぞれの分野、多岐にわたっての被害でございますし、当然賠償を求めなくてはいけない部分が出てきていると思っております。遅いのではないかとこの御指摘をいただきました。当座、いろいろな被害が出てきたり、いろいろな対応が求められるという中で、そちらの対応を優先していたという面もございます。賠償につきましてまだこれからというか、いろいろ詰めなくてはならない部分が多いと思っております。東京電力あるいはそれを下支えする国の資金も調べてまいりました。しかも県も、対応についてある程度組んできて、対応と並行して賠償の問題につきましても取り組んでいく状況になってきたと思っておりますので、今後それぞれの部局をよく督励して、あるいは全体を取りまとめて、賠償の事務につきましてもしっかりと進めていきたいと思っております。

○及川あつし委員 わかりました。今、部長の答弁にあるとおりもう少し強く打ち出して、賠償については、特に観光産業の分野は今、全体的には2割カットの問題が議論されておりますけれども、岩手県については対象にすらなっていないという問題があると思いますので、これも検証すれば明らかなおお、いわゆる福島県原発の事故に伴う風評被害も含めて、観光産業が大きなダメージを得たということを前提に取り組みをしていただきたいと思っております。

あとは意見として申し上げたいと思いますが、今回、請願者から出され、この委員会に付託されている部分については、文書表現にもありますとお急にとというのが1の(1)に記載されております。2にも速やかにという記載がございますし、請願されている項目については至極ごもっともなことであろうと思っておりますので、ぜひ当委員会において採択をお願いしたいと我々は考えております。

なお、採択に伴って国に対する意見書の提出も求められておりますけれども、昨日、政策担当者会議で民主党から、放射能から子供の健康を守る対策を求める意見書が出されると承知いたしておりますが、その中でも文書表現で、踏み込んだ対策をしろとか、早急に実施しろとか、その中で安全基準の確立とリスクコミュニケーションの徹底というような意見も出ておりますので、この意見書の発議も含めて、早急に対応を求めるといった内容でありますので、採択の方向で御議論賜ればということで意見とさせていただきたいと思っております。

○久保孝喜委員 先ほど聞き損じてしまいました。請願上の速やかな賠償という問題にかかわって、先般、奥州市で損害賠償に係る説明会が行われたという記事を、新聞報道で知ったわけですが、観光業、それから農林水産業を含めて説明があったということなのですが、この説明会なるものの実施主体、開催主体、県としてこれから先、どの程度までスケジューリング的に設定していくおつもりなのかを含めて、状況をお知らせいただきたいと思っております。

○小山総合防災室長 奥州市で開かれました説明会につきましては、奥州市が東京電力に対し説明を要望したということで聞いております。本県といたしましても、先ほど御説明させていただきましたけれども、仙台市に東京電力の補償相談センターができて、事務的なやりとりを始めております。こういった形で説明会等の開催についても必要だという認識で話し合っておりますので、もうちょっと計画、そういった面につきまして進めてまいりたいと思っております。具体的な日程等につきましては、まだそういった段階ではございません。申しわけありません。

○久保孝喜委員 そういう報道があったので、結果的に県は、奥州市での開催については関与していなかったということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）奥州市が独自に行ったと。これは、先ほどの参考説明にあったとおり、県が県として取りまとめをしながら、対東京電力に対する補償の姿勢を持つと言っているわけですから、当然のことながら補償相談センターなるものを活用していただいて、広範囲にわたって補償の相談の窓口、あるいは認識というものをぜひ広げていかなければならないと思っておりますので、早急にこれは対応していただきたいということを御意見として申し上げたいと思っております。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○伊藤勢至委員 今回のこの原発の問題につきましては、原因者負担というのはもう根幹から明らかなわけでありまして、そして、速やかに賠償するということも当然だと思っております。ただ、ここに来て我々はもう少し幅広く考える意味から、JAは損害賠償チームみたいなものをつくって交渉しているわけでありまして、今時点JFのほうの問題がまだ出ておりません。出ればいいのかという問題ではありませんが、現実には相当な風評被害が惹起していると思っております。

まず、大きな話で申し上げますと、今サンマのしゅんの時期なのでありまして、北海道東部地域が漁場となっております。釧路港は、サンマの受け入れは目いっぱいということであ

りまして、だんだん脂が乗って三陸のほうに南下してくるのでありますけれども、青森県、岩手県の県境に入ってきたあたりで打ち切りということになっているようで、これは全漁連の判断です。それは、限りなく福島県の海域に近づいてくると放射能が危ないかもしれないので、サンマ漁は打ち切りといったことになりますので、これは相当に大きな風評被害の部分だろうと思います。

それから、小さい話で申し上げますと、宮古市近辺でインターネットを通じて全国に海産物を販売している会社がございます。そういう中で、岩手県の魚介類については不検出ということになっているわけでありまして、それを添付して送ってやったとしても、岩手県産というだけで受け取り拒否、そういう会社がもう出てきているということございます。不検出ということで私のところに送ってきた魚が不検出だという証明をつけろというような、言ってみれば意地悪みたいな、そういうことも始まっていると聞いております。

また、けさの新聞には、千葉県漁連が漁業被害で東京電力に12億9,000万円を請求したと、それで総額は28億円になったという記事がございます。この中には、潮干狩り客が減ったということでの損害等も入っているようでございますので、そういうことからいきますとJF岩手についても、今時点でも相当な風評被害をこうむっている。ただ、この被害を請求すると、いかにも放射能が降ってきているような状況を与えるのはいかがなものかというところで抑えている部分もあるのかもしれない。

したがいまして、もう少し様子を見て、まとめるものはまとめて、しかもだらだらいつまでも様子を見るのではなくて、ある程度時期を限って、本当に大丈夫ですか、大変な被害を受けているのであれば今こそ請求をするべきですよ、といったこともやりとりしながらやっていくべきだろうと思います。したがいまして、もう少し時間をかけてそういう情報収集をするためにも、これは継続にさせていただいて、もう少し議論を詰めていくべきである、私はこのように思うところでございます。

水産被害の風評被害について、県としてどのようにとらえていますか。今のところないと承知していますか、あるいは見えないところでそのような話もあると聞いていますか、その辺でいいのですけれども確認をしたいと思います。

○小山総合防災室長 まず、言い方が非常に微妙ではございますが、ないという認識はございません。ただ、現実的にどういった形で出ているかということろまでは、詳細といえますか事実関係を掌握しておりませんので、具体的な答弁はできかねます。

○伊藤勢至委員 それを聞いた上で、継続して調査してまとめていくべきだと思いますので、継続してもう少し情報収集に努めさせていただきたいと思います。

○佐々木大和委員 この請願は、先ほどから議論しているのは東京電力の原発事故の早急な収束という部分なのですが、もう一つ、原子力発電から撤退、再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願と、二つの趣旨が示されているわけです。そういうことで、この請願の要旨の中にも、我が国のエネルギー政策について、原子力発電から撤退し自然エネルギーを本格的に導入するよう政府に対し政策転換を求めるもの、こういう請願なわけ

です。それでこの部分、両方を見なければならぬのだけれども、総務委員会はそこが入っていないで、3番に、政府は原子力発電所をゼロにする期限を区切ったと、そこに入ってくるのです。当方ではこの請願の片方の部分しか議論できないということになっていますが、そういう意味においては、やはり一番大事なところになってくるのではないかと思うけれども、そういう政策転換のところに対する意見書の提出ということになると、もっともっと議論すべきだと思うし、今、伊藤委員からも出ましたけれども、いろいろ現実的に原発事故の補償問題というのは、それはそれで議論していくにもまだまだ時間がかかるというのであれば、この請願は二つの趣旨があるということを考えれば、継続してもっと審議をして、その上で対応すべきということをご提案したいと思います。

○五日市王委員長 ほかにありますか。

○久保孝喜委員 済みません。請願そのものに対する意見を申し上げていなかったものから。(五日市王委員長「もう一緒に。よろしいです」と呼ぶ) この請願については、先ほど委員長が改めて確認で申し上げたとおり、部分的な項目についての付託でありますから、当然その項目が願意妥当であるのかどうかということの審査ということになるわけがあります。したがって1の(1)及び2については、事故の収束及び賠償責任の問題でありますから、現在県民が被っている被害、そして先ほどの伊藤委員のお話のように、これから先も想定されるかもしれない被害ということも当然あるわけですが、被害が確定している、あるいは進行しているという事態は、現に県内に存在しております、なおかつ大変困難な状況になっているということからすれば、委員会としては当然のことながら、この請願については賛同して、その願意を妥当として採択すべきものと思っておりますので、そのように取り扱いをお願いしたいと思います。

○五日市王委員長 ほかにありますか。

〔及川あつし委員「議事進行」と呼ぶ〕

○及川あつし委員 交渉団体会派の皆さんにお話ししたいことあるので、1回休憩してもらっていいでしょうか。

○五日市王委員長 では、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 再開いたします。

本請願については、継続審査あるいは採択との意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五日市王委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。暫時休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 では、再開いたします。

次に、受理番号第 11 号被災地復興のための医療等の充実を求める請願を議題といたします。なお、当委員会付託部分は、請願項目のうち 7 及び 8 でありますので、御了承願います。当局の参考説明を求めます。

○野中交通課長 それでは、被災地復興のための医療等の充実を求める請願の 7 について、お手元の資料によりまして説明させていただきます。

まず、1 の交通確保に係る県、市町村の役割分担についてでございますが、県は、複数市町村にまたがる広域路線の維持、確保と市町村内の交通体系構築に係る支援を担い、市町村は、域内の交通の維持、確保を担っていただくことを基本に公共交通の確保を図っていこうという考え方でございます。

次に、2 の仮設住宅交通の確保状況についてでございますが、通院等の交通の確保につきましては、一つ目は路線バスによる運行がございます。現在、仮設住宅団地の立地状況を踏まえて、路線バスの新設やルート変更などにより対応しております。二つ目は、患者輸送バスによる運行がございます。沿岸 12 市町村のうち、現在 6 市町が患者輸送バスを運行しており、また、陸前高田市では N P O が無料の通院バスを運行しており、これらにより通院の足の確保に努めているところであります。

次に、3 の仮設住宅交通の課題についてでございます。これらの路線バスや患者輸送バスの運行では、バス停への距離とか、あるいは道路の狭隘等の状況によりまして、対応できない仮設住宅団地があることも事実でございますので、早急に交通手段を確保する必要がございます。通院に係る交通に関しまして、今後対応を要する団地につきましては、市町村からの聞き取りあるいは現地調査の結果から、8 月末現在でございますが、6 市町、30 団地となっております。

最後に、4 の仮設住宅交通確保の対応方向についてでございます。該当する市町村では現在、仮設住宅団地と病院などを結びます路線の実証運行を行います国の調査事業を導入し、仮設住宅の交通を確保していくこととしております。国の調査事業につきましては、表に記載のとおりでございますので割愛させていただきますが、国庫補助の上限額が年 3,500 万円、これは 10 分の 10 でございます。それから、実施期間が最大 3 カ年となっております。県といたしましては、地域の実情を踏まえたきめ細やかな対応ができるように市町村と一体となってバス事業者への要請を行うとともに、国の調査事業の導入に当たりましては市町村、交通事業者、有識者、国、そして県で構成します支援組織を設置いたしまして、市町村の要請に応じまして有識者等の派遣をするなどして、市町村がこの調査事業を円滑に実施できるように支援していくこととしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○平井理事兼副局長 それでは、請願項目の 8、市町村が本格的な町づくりを進めるための支援について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元にお配りしましたカラーの市町村の本格的なまちづくりを進めるための支援のペーパーに基づきまして説明いたします。

市町村の本格的なまちづくりのプロセスでございますけれども、その矢印3本を書きましたような段階を踏むものと考えてございます。第1段階は復興計画の策定でございます。復興の基本方針ですとか、それを実現するための事業の特定でございます。それからまちづくりに関しましては、この復興計画に基づきまして第2段階でございますが、土地利用計画の策定—これは、都市計画ですとか開発計画がこれに当たるかと思っております。その次に、それをもとにしましてまちづくり事業ということでございます。例えば区画整理事業ですとか、防災集団移転促進事業という段階になろうかと思っております。

最初の復興計画の策定につきましては、沿岸12市町村すべてで計画してございますが、おおむね12月中には全市町村で策定済みになるものと考えてございます。

恐れ入りますが、その詳しい状況につきましては、次のページ以降の市町村別の策定状況をごらんいただければと思います。右側の欄でございますけれども、復興計画の構想・基本方針等策定期間というところで薄く斜線を引きましたところ、久慈市、洋野町、岩泉町、田野畑村、普代村の5市町村で策定済みでございます。残る7市町村についても、ことしじゅうの策定に向け検討作業を進めているものでございます。

恐れ入りますが、最初のページに戻っていただきまして、支援の状況でございますけれども、緑で囲みました左側でございますが、市町村の復興計画の策定段階におきましては、国、県が行う支援といたしまして、まず一つ目に多重防災型まちづくりによる復興に向けたランドデザインの提示、これは復興計画の策定の中で行いました。2番目といたしまして、市街地の土地利用計画検討のための科学的データの提供、これは津波防災技術専門委員会等で津波シミュレーションデータとか、あるいは堤防の高さなどの設定についてお示ししたということでございます。それから、計画策定に向けた人的支援でございますけれども、実務経験豊富な職員あるいは都市再生機構などからの人材の派遣をいたしております。それから、国、県、関係機関による連絡調整会議等の開催でございます。多重防災型まちづくりをテーマといたしました技術検討会、あるいはJR線の復旧をテーマにした復興調整会議などでございます。

四角の中の右上にいただきますと、計画実現に向けた制度の拡充と予算確保に向けまして国に働きかけてございます。現行制度の拡充と新たな制度の創設、財源措置ということでございます。国への要望、被災3県合同による国との協議などでございます。防災集団移転促進事業の拡充等を要望してございます。それから、市街地と農地の再編などに伴う手続の迅速化でございます。復興特区制度を提案いたしまして、その中で土地利用変更手続の簡素化等を要望しております。それから、地方の裁量で自由度の高い復興交付金の創設などを要望してございます。

それで今後、土地利用計画の策定ないしはまちづくり事業の実施に向けまして、どういった支援が必要と考えておりますかという、黄色い四角でございます。まちづくり事業の事業化に向けた支援といたしまして、土地利用計画、事業計画策定に向けた支援、関係機関との調整でございます。これは、具体的な事業でありますので、より精度の高い、関係機関との

密な調整が必要となると考えてございます。それから、市町村の実施体制の確立に向けた支援でございますけれども、自治体職員の派遣、外部の業務受託機関への体制整備の要請でございます。これは、計画策定に向けた人的支援よりも具体的な事業でありますので、より実務経験の高い自治体職員等、それからコンサルタント等外部機関も忙しくなりますので、その体制整備なども行っていきたいと考えてございます。以上でございます。

○五日市王委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○久保孝喜委員 参考説明について、ちょっとお聞きしたいと思います。バスの関係ですが、対応を要する仮設住宅団地が6市町、30団地と見込まれているようでありますが、その下の導入予定市町村にこの6市町がすべて含まれるのか、含まれないとすれば、その自治体は現状どういう議論がなされているのか、その点を御説明いただきたいと思います。

○野中交通課長 現在課題のある6市町と、今後国の調査事業を導入する市町村との関係でございます。これにつきましては、現対応が必要な課題のある6市町については、すべて国の調査事業を導入することとしております。そのほかに、仮設住宅の通院について課題がある程度解消している陸前高田市があるのですが、陸前高田市の場合は今、NPOの方が通院のバスを確保していただいているのですが、将来的にどうなるかわからないということがありまして、陸前高田市においても国の調査事業を導入し、市自体がその交通確保について検討していくということになっております。(久保孝喜委員「了解」と呼ぶ)

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○伊藤勢至委員 カラーの説明についてちょっとお伺いしたいと思います。本格的なまちづくりの本格的というのはどういう本格的なものなのか、まず一つお伺いしておきたいと思います。

仮に、私が思う本格的なまちづくりということであれば、今最も急がなければならないのは、建築確認をある程度規制していくという方向が必要なのではないかと思います。力のある人は、自分の土地に自分のうちを建てて何が悪いというようなことで、県の建築確認がとれなくても民間のルートで確認をとってやろうという動き、実際にやっている人がもう出てきております。そうしますと、いわゆる本格的なランドデザインを立案して進めていこうとするまちづくりの大きな障害になりかねない、それが一つあると思います。

それから、前回の議会などでも指摘したかと思いますが、いろいろな部分を進めるのに、何よりもまず先行しなければならないのは、国土調査を入れていかなければならないということだと思います。県土整備部に質問したら、これは農林水産部だということでしたが、いずれベースの調査をしていきませんか、官民境界あるいは境界がはっきりしないと、末代までの争いを残してしまうということになるかと思いますが。

建築確認それから今の国土調査、そしてもう一つは埋蔵文化財の調査を急がせることにあると思います。縦横の復興道路、あるいはいろいろなそれに伴う計画、海岸線にありましては、縄文時代からのいろいろな遺跡が多く存在しておりますので、これを早くやっていきませんか、本格的なまちづくりのための障害になると思うのでありますが、それぞれ御感想

をお伺いします。

○平井理事兼副局長 本格的なまちづくりの本格的という意味でございますけれども、まちづくりを進めるプロセスといたしまして、このカラーの部分に書いたわけでございますけれども、これは、各市町村の将来像まで見渡して冷静に考えながらいいまちをつくっていくという、そのプロセスでございます。それを本格的と称してございます。そういうプロセスを踏みながらも当面のなりわいを成立させていくために、仮設の商店街ですとか仮設の工場とかをつくっていくかなければならない。それは、臨時の土地利用計画ですとか地域づくりの臨時の措置という場面もあり得るということでございまして、その部分は、やはり本格的ということの範疇には入らないだろうと考えてございます。

それから、建築確認の必要性についてでございますけれども、浸水した土地などにおける本格的な建築の自粛などにつきましては、これまでも幾つかの市町村では規制はしないものの、さまざまな広報媒体を通じて市民に自粛を要請してきているという実態がございす。にもかかわらず、危険な土地でなりわいを開始したり、居住を開始したりという方がいらっしゃる可能性はあるわけございまして、それに対しては要請ということを基本にして、今後規制という道もまだ残されているとは思いますが、いずれにせよ、まちづくりの計画を早くつくって、しかるべき土地に住んだりとか、あるいはなりわいを再開していただくようにするべきだと考えてございます。

国土調査と埋蔵文化財、これは、各種の事業を早く進めるために資源を投入して、そういったものを早く進めるべきではないかということでございますけれども、その御趣旨のとおりでございます。具体的な名前は手元にないのでございますけれども、特に復興道路につきましては関係機関が集合しまして、事業を早く進めるための協議を既に数回重ねてございます。その中には、国土調査の主体ですとか埋蔵文化財の主体も入って、鋭意早く進めてほしい旨の協議を事業者側から進めているところでございます。

○伊藤勢至委員 本格的なと言うからには、市町村にばかり任せておくのではなくて、やはり背骨の部分、あばら骨の部分については県が全面的に出て、むしろ市町村に提案していくべきだと思います。まず、復興道路についてもそうありますが、例えば国道106号線、国道45号線。道路の高さをどこに確定するのか、これさえ決めてしまえばGLが出るわけですから、そこから30センチ、50センチ土盛りをすれば、まずまず安定な地面が確保できることにもつながると思うのです。したがって、最前線の市町村が現場に密着していますからというのではなくて、岩手県の市町村ですから岩手県が前面に出て、縦横はこうしましょうということをどんどん提言して急がせる、そうしなければどんどんおくれていく、このように思いますが、所見を伺って終わります。

○平井理事兼副局長 道路、港湾、防潮堤などの施設は、国ないし県の管理のものが多いわけございまして、それぞれの管理主体として復旧ないし復興の計画を持たなければならないと考えてございます。それは、なるべく迅速に調査、計画をして、市町村にお示していくということが重要かと思えます。そうした上で、決め打ちをするのではなく対話の中で、

まちづくりに非常に密接にかかわるといいますか、場合によってはまちづくりの背骨を決めてしまうという施設もあるわけでございますので、密接に協議を重ねるということを非常に早くやらなければならないということでございます。防潮堤の高さについては、今までに県土整備部のほうから非常に密に協議をさせていただいたのかと思いますけれども、今後それを前提として、道路の計画ですとかあるいは都市計画に入っていくわけでございますので、その中においてもそういった意味でリーダーシップをとっていきたいと考えてございます。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 採択という意見がありますが、ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 では、採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案の審査を行います。初めに、議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費第5項災害救助費、第9款警察費、第11款災害復旧費第4項庁舎等施設災害復旧費第2目警察施設災害復旧費及び第7項鉄道施設災害復旧費並びに第3条地方債の補正を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫予算調製課総括課長 議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。議案（その1）の1ページをお開き願います。

この補正は、国庫補助金の確定等に伴う通常の補正を行うほか、東日本大震災津波関連予算については、被災者への支援を充実するとともに被災地の復旧、復興を加速化させるべく追加的な事業を盛り込んだところであり、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ853億2,936万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆2,252億9,418万円とするものでございます。第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びこの区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから7ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては第2表債務負担行為補正のとおり、第3条地方債の補正につきましては第3表地方債補正のとおりでありますので、順次御説明申し上げます。

では、まず8ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正のうち、1追加におきましては、県境不法投棄現場環境再生事業など10件につきまして追加を行うものであり、また、2変更におきましては、漁業近代化資金の融通に伴う利子補給など9件について変更を行うものでありますが、いずれにおきましても当委員会所管のものはございません。

次に、10ページをお開き願います。第3表地方債補正のうち、1追加についてであります。漁場復旧支援事業など3件につきまして追加を行うものであり、11ページの2変更は、災害対策債など24件につきまして、その起債の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。7款分担金及び負担金についてであります。1項分担金につきましては土地改良関係の補正であり、補正額は1億3,442万7,000円の増額でございます。次の4ページ、同じく7款のうち2項負担金は土地改良や河川等災害復旧関係などの補正であり、補正額の合計は20億7,672万4,000円の減額でございます。

次に5ページ、8款使用料及び手数料1項使用料についてであります。2目民生使用料及び7目土木使用料の補正であり、補正額の合計は1,016万3,000円の増額となっております。

次に、6ページをお開き願います。9款国庫支出金のうち1項国庫負担金についてあります。災害弔慰金及び災害救助に係る1目民生費負担金の増、漁港災害復旧事業、港湾災害復旧事業等の実施に伴う6目災害復旧費負担金の増などでありまして、補正額の合計は、7ページの計欄でございますが290億2,643万3,000円の増額でございます。続きまして、8ページの2項国庫補助金につきましては、生活福祉資金等による2目民生費補助金の増、9ページに参りまして、地域医療再生臨時特例交付金等による3目衛生費補助金の増、経営体育成基盤整備事業や10ページの漁場復旧対策支援事業等の実施による5目農林水産業費補助金の増、11ページに参りまして、共同利用漁船等復旧支援対策事業や水産業経営基盤復旧支援事業等の実施による10目災害復旧費補助金の増などでありまして、補正額の合計は、12ページの計欄に記載しておりますとおり198億3,578万2,000円の増額でございます。次に、13ページの3項委託金につきましては、環境放射能水準調査等の実施による3目衛生費委託金の増などで、補正額の合計は1億5,530万円の増額であり、9款国庫支出金全体では490億1,751万5,000円の増額となっております。

続きまして、14ページの10款財産収入1項財産運用収入につきましては、ふるさとの水と土保全基金に係る運用利息収入を計上するものであり、補正額は86万8,000円の増額でございます。

次に、15ページの11款寄附金につきましては、被災地への高齢者サポート拠点の整備や、流失、損壊した漁船の復旧経費に対し寄附金を充当するものであり、補正額の合計は10億7,000万円の増額でございます。

続きまして16ページ、12款繰入金のうち1項特別会計繰入金につきましては、各特別会計からの繰入金の整理でありまして、補正額は1,037万2,000円の減額、17ページの2項基金繰入金につきましては、国の交付金を活用して造成した各種基金からの繰り入れを行うものであり、補正額は16億2,066万1,000円の増額であり、12款繰入金全体では16億1,028万9,000円の増額でございます。

続きまして、18ページの13款繰越金につきましては、平成22年度決算に基づく繰越金について115億7,611万5,000円を増額計上するものであります。

次に19ページ、14款諸収入のうち4項貸付金元利収入につきましては、商工観光振興資金貸付金などの元金等の収入でございまして、補正額は36億6,686万1,000円の増額でございます。次の20ページ、5項受託事業収入は、各種研究事業等の受託実施に伴う収入や土木関係の受託事業の整理でありまして、補正額は7,804万2,000円の減額、次の21ページ、6項収益事業収入につきましては、東日本大震災復興宝くじによる収益金でございまして、補正額は10億8,143万5,000円の増額、次の22ページ、8項雑入は、ヤマト福祉財団からの震災復興のための助成金や被災した船舶に係る保険金等を計上するものであり、補正額は、23ページの計欄にありますとおり24億2,645万8,000円の増額であり、14款諸収入全体では70億9,671万2,000円の増額でございます。

続きまして24ページ、15款県債についてであります。土地改良事業等の実施に伴う農林水産業債の増、農林水産施設や土木関係施設等の災害復旧事業の実施による災害復旧債の増などにより、補正額の合計は、25ページの計欄にありますとおり168億9,000万円の増額となっております。以上、御説明したとおり、今回の補正に係る歳入総額は853億2,936万5,000円の増額でございます。

次に26ページに参りまして、当委員会所管の歳出について御説明いたします。1款議会費1項議会費についてであります。これは、東日本大震災津波への対応等により不足が生じた職員の超過勤務手当を措置するものであり、補正額は46万1,000円の増額でございます。

次の27ページ、2款総務費1項総務管理費についてであります。1目一般管理費及び2目人事管理費は、災害対応等による不足が見込まれる超過勤務手当等の職員人件費の補正、4目財政管理費については、決算剰余金の確定に伴う財政調整基金への法定積み立て、6目財産管理費につきましては、花巻、北上、奥州の各地区合同庁舎への自家用発電設備の整備等を行おうとするものでございまして、補正額の合計は81億7,271万4,000円の増額でございます。28ページに参りまして、2項企画費についてであります。主なもの申し上げますと、1目企画総務費では、復興局の運営に係る事務費の増額など、2目計画調査費につきましては、県民意識調査など政策形成のために必要な調査の実施経費を措置する

ものでありまして、補正額の合計は1,688万3,000円の増額でございます。次の29ページ、3項徴税費についてであります。1目税務総務費では、ふるさと納税額の増加に伴うシステム利用量の増への対応、2目賦課徴収費につきましては、納税申告期限の延長等に伴う納税者への周知経費など所要の補正を行うものでございまして、補正額の合計は891万4,000円の増額となっております。続きまして30ページ、4項地域振興費についてであります。1目地域振興総務費では、首都圏で開催するいわて三陸復興フェアの開催など、2目市町村振興費につきましては、東日本大震災復興宝くじの収益金の一部を市町村に交付するものでありまして、補正額の合計は5億5,301万7,000円の増額でございます。次の31ページ、5項選挙費につきましては、超過勤務手当等の職員人件費の補正を行うものであり、補正額は173万3,000円の増額でございます。続きまして32ページ、6項防災費についてであります。1目防災総務費及び2目消防指導費とも災害時等に必要となる備品等を備蓄整備する経費等を計上したものであり、補正額の合計は6,076万6,000円の増額でございます。次の7項統計調査費についてであります。1目統計調査総務費は、平成22年度の国庫委託金確定に伴う国庫返還金等を計上するものであり、3目委託統計調査費につきましては、今年度の調査委託事業の確定に伴う補正を行うものでございまして、補正額の合計は、34ページの計欄でございますが2,287万8,000円の増額となっております。以上、2款総務費の補正総額は88億3,690万5,000円の増額でございます。

次に、少し飛んでいただきまして40ページをお開き願います。3款民生費5項災害救助費についてであります。災害弔慰金負担金などの増額を行うものであり、補正額は116億7,924万9,000円の増額でございます。

また少し飛んでいただきまして、75ページをお開き願います。9款警察費1項警察管理費についてであります。2目警察本部費は、超過勤務手当等、東日本大震災津波への対応等により不足が生じた職員人件費を補正するものであり、3目装備費及び4目警察施設費は、ヘリコプターテレビ中継システム整備や交番、駐在所建設に係る事業費の確定に伴う補正をそれぞれ行うものであり、補正額の合計は、76ページの計欄でございますが、6億5,276万9,000円の増額となっております。続きまして77ページ、2項警察活動費についてであります。交通安全施設整備事業につきまして国庫の確定に伴う所要の補正を行うほか、停電時における信号機の電源確保を図るため可搬式の発動発電機を整備しようとするものであり、補正額は3,473万8,000円の減額でございます。以上、9款警察費の補正総額は6億1,803万1,000円の増額でございます。

また少し飛んでいただきまして、90ページをお開き願います。11款災害復旧費4項庁舎等施設災害復旧費のうち、本委員会の所管は2目警察施設災害復旧費であります。これは、狭隘となっている高田幹部交番仮設庁舎の移転等を行うほか、被災したすべての信号機等の復旧整備を行おうとするものであり、補正額は10億7,737万7,000円の増額でございます。また少し飛んでいただきまして、92ページをお開き願います。7項鉄道施設災害復旧費についてであります。甚大な被害を受けた三陸鉄道の復旧に係る費用について補助す

るものであり、補正額は5億7,500万円の増額となっております。以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤勝子委員 それでは、救助費について聞いてみたいと思っております。仮設住宅の維持管理―集会場等の談話室の設置等もありますが、今、非常に寒くなってストーブを入れる時期に入ってまいりました。そういう中において、火災警報器―感知器というのですか、あれは設置が義務になっているはずですが、それは仮設住宅に設置になっていらっしゃるのでしょうか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

○鈴木生活再建課総括課長 応急仮設住宅におきましては、住宅用火災報知器が全戸設置されているところでございます。(工藤勝子委員「すべて」と呼ぶ) はい。

○工藤勝子委員 そうすれば、岩手県の1万3,000戸でしたか、仮設住宅すべてに火災警報器が設置されているということですね。「はい」と呼ぶ者あり) わかりました。それでは消火器はどうなっているのでしょうか。それぞれ長屋式になっているわけですがけれども、そういうところで1カ所なのか、それから各家庭に小さくても消火器が設置されてあるのかをお伺いいたします。

○鈴木生活再建課総括課長 現在、棟ごとに消火器を1基ずつ設置しているところでございます。

○工藤勝子委員 それで十分なのかという疑問点があるわけでありまして。ああいう長屋式でありますし、狭いですし、最初、仮設住宅に入ったときは2人暮らし、3人暮らしだったら何とかなるのかという思いはありましたけれども、今入ってみますと非常に手狭になっている。というのは、段ボールでいろいろ荷物が積まれてありまして、非常にそのもの自体が狭くなって、その中で今後ストーブを扱うことになってくると、火災の発生する危険性が非常に高くなるということで、今後どのような形で火災予防に努めていくかと。万が一、例えば火災が発生した場合は、ああいう形でありますのでほとんど全焼してしまう。長屋と長屋の間も狭いですし、すべてが燃えてしまうみたいな形になると、消火器の設置も、非常に小さい段階で火を消すというふうに入っていかなければならないのではないかと思います。そうなってくると各家庭に、ストーブにいったときにすぐそばで消せるような消火器の設置というのも、今後考えていくべきではないかと思っておりますので、その分の御所見を聞きたいと思えます。それから、今後そういう火災が発生したときの火災保険は個々で掛けるものなのか、県が掛けておくものなのか、火災保険に関しては全然関係していないのか、その辺のところもお聞きしたいと思えます。

○鈴木生活再建課総括課長 火災保険につきましては、恐れ入りますが確認の上、御答弁させていただきます。委員仰せのとおり、防火対策については非常に大切なものだと考えております。現状ではソフト対策を充実させるということで、10月6日付で復興局と総合防災室と連名で各市町村長あてに防火対策の徹底についてという通知を出させていただいております。その中で、入居者本人への注意喚起でありますとか、消防署、地域消防団と連携し

た防火安全対策の推進ということで連絡しておりますし、また別途、総合防災室からも 10 月 11 日付で各消防署にも通知を出しております。

それで、消火器の設置につきましては、委員仰せのとおり現段階では棟ごとに 1 本しかないという状況でございますので、これにつきましては、救助費での措置ができないかどうか、厚生労働省と相談させていただいているところでございます。

○八重樫予算調製課総括課長 応急仮設住宅に係る火災保険につきましては、県の単独での対応となっております。今回提出している補正予算にも計上しているところでございまして、応急仮設住宅すべてについて火災保険を掛けているところでございます。

○工藤勝子委員 各棟に一つずつ消火器が設置されている。自治会組織—例えば、日中仕事に出て、お年寄りの皆さんだけがいて、駆けつけていって即その消火器を使える人。設置してあるからそれでいいというものではないのだろうと私は思うのです。そこにあるものを消防車に来る前に少しでも小さい段階で消せる、そういう人が仮設住宅の中にいないとだめなわけですので、例えば仮設住宅内で今後、防火訓練と申しましょうか、そういうものを計画されているのか。それから、仮設住宅の中で自治会組織が結成されているところはどのくらいあるのか。今後、住宅の中でリーダーとなる人、率先してリーダーになって仮設住宅をリードしてくれる人がいればいいわけですが、そういう自治会組織がどのようなになっているのか、その辺のところもお聞きしたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 委員仰せのとおり、消火器が設置されていればそれで使えるということではございませんので、先ほども申し上げましたとおり、私ども市町村、消防署に対しまして、地域の防災に向けての取り組みをお願いしているところでございまして、改めて要請してまいりたいと考えております。

また、自治会における取り組みも大変重要でございます。現段階で—10 月 12 日現在ということでございますが、応急仮設住宅団地 319 団地のうち 186 団地、58%で自治会が組織されております。地域ぐるみで防災をしていく、防災に限らずでございますが、いろいろ連携を深めながら取り組んでいくということは大変大切だと思っております。

あわせて、実は先ほど申し上げました市町村あての通知を、社会福祉協議会にも出させていただいております。と申しますのは、生活支援相談員が配置されております。市町村段階で 101 人ということで、大体、応急仮設団地一、二団地に一二、三団地のところもあります。お一人配置されています。そうやって見回りをしていく中で、防火につきましても取り組んでいただくということでお願いしているところでございます。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○伊藤勢至委員 関連でちょっとお伺いします。これから冬場に向かってまいりますから、まさに火災、本当に防御の面から頑張らなければならないと思うのです。この吹きさらしの場所に、しかも急げ急げの仮設住宅建設でしたので、選定の際には消火栓があるところあるいは防火水槽があるところ、そういうところが頭になかった。結果的にです。したがって、防火体制というのが本当にこれから重要になると思います。平成 7 年の阪神・淡路大震

災の際は、17団地において18件の火災が発生して135戸が焼失をしております。中越地震の場合は、この教訓からか消火器、消火栓を備えたのでゼロだったようでありますが、今回の大震災の中では10月7日、気仙沼市の応急仮設住宅において1件一ぼや程度で終わったようでありますが一発生いたしております。したがって、こういうところには十分注意をしていかなければ、まさに工藤委員がおっしゃるように類焼というのが大変大きいと思います。きのうの本会議でも小野寺議員から出ていましたけれども、消防署、消防団員を指導する前に、入っていらっしゃる方々の自主管理、自主防災という点も大事なのだと思いますので、そこに十分注意していただきたいと思います。

それから今回、ファンヒーターでありますとかこたつでありますとか暖房器具が配布になりました。そういう中で、電気代、水道代は自分持ちということから、配布にはなっていないのですが、もしかして自分で購入して練炭ストーブを使う方がいらっしゃるかもしれません。この練炭ストーブというのは絶対使用禁止にしませんと、相当狭い空間、気密の高いところで使いますと、火災ではなくて一酸化炭素中毒のほうでやられてしまいかねない。しかもこれは、隣にも隣にも広がっていく可能性があるわけでありますので、この際練炭ストーブは絶対使用しないということを打ち出していったほうが、この寒冷地にあっては、あるいは経済的に安いほうを使いたいと思って走る方にとりましても、非常に有効といえますか防御策の重要な点になり得ると思うのですが、いかがでしょうか。

○廣田理事兼副局長 二つありました。それぞれの被災者の、一人一人の自主管理ということがまず大事だということで、ごもつともだと思っております。先般通知は出しておりますけれども、改めまして消防当局ともう一回確認をした上で、その辺の徹底、どういう形がいいのかを検討してまいりたいと思っておりますし、その中で練炭ストーブにつきましても、いろいろ議論しながら考えていきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 せっかく津波で助かった命を、応急仮設住宅の中に入って火災ではない、思いがけないもので失うことがないように、むしろこっちから先行的にこういうものは使わないでくださいとやっていくべきだと思いますので、よろしくお願いします。

○及川あつし委員 大きく2点伺いたいと思います。まず、1点目は歳入の件であります。先ほど御説明がございましたが、今回歳入全般で850億円余、そのうち県債が168億円ぐらいですか。これから復興に対してのいろいろな財源の措置で頭が痛いところだと思うわけですが、細かい県債の項目はお尋ねしません。総括的に、今回の県債の発行によってどういった影響があるのか。あと、政府からの後年度負担等がどの程度あるのか。概要で結構でありますので、お知らせいただきたいというのが1点です。

2点目は警察施設災害復旧費に関してであります。きのうも議案質疑で、小野寺好議員から質問がございました。バックアップ電源付きの信号機、私もちょっと気づかなかつたのですけれども、県内に16カ所ある。今回の補正においてもその措置があるということなのですけれども、これ、やはり通常の信号機よりも値段が張るのかと思うのですが、どういった仕様になっているのか。今後、全県的な配備が可能かどうか。それをお知らせいただきたい

と思います。あと、先ほど説明がありましたけれども、施設につきましても、今回被災を受けた交番等の復旧事業費も盛り込まれているところがございます。今、決算の総括質疑の準備をしているのですが、学校等の施設の耐震化について随分議論がなされておりますし、今回我々も意見書の提出ということで発議を上げているところでもありますけれども、実はライフラインを守る警察、あとは消防—ここについて若干盲点があるのかと我々は見えております。消防施設の関係については、市町村また広域行政組合でやっているものでありますので、後で決算等で伺いたいと思いますけれども、警察の持っている施設について、耐震化等についてはどうなっているのか。詳細でなくて結構です。概略でも構いませんので、どうなっているのかということと、今後、こういう災害復旧事業の中で、警察施設についても頑強な建物として守っていけるのか、その状況を概要で結構でありますのでお知らせいただきたいと思います。

○八重樫予算調製課総括課長 県債の関係でございます。今回の9月補正での県債の補正予算額、委員からお話がありました168億9,000万円でございますが、これは震災対応分が174億円、震災対応以外はマイナスの5億円ということで、震災対応以外の分につきましては、国庫の確定等によって減となった分もあるわけでございます。震災対応分は、平成23年度に数次の補正を行っておりまして、平成23年度分としては震災対応分の県債が878億円まで積み上がったところでございます。それによりまして、平成23年度末残高一県債の現時点での見込みも約1兆5,532億円ということでありまして、後年度負担を見据えた財政運営が必要となるわけでございます。

現在、国で三次補正予算を編成しておりますが、地方が負担した震災対応の経費—地方負担分につきましても、国の一次補正、二次補正の分も含めまして、なるべく国費による措置を講ずるということで検討されておりますので、今発行している震災対応分の878億円の県債につきましても、そうした特別交付税なりに振りかわる可能性があります。そうしたものも見据えながら、それらを適正に管理しながら、後年度負担に備えていきたいと考えております。

○工藤参事官兼交通企画課長 信号機の停電時の対策といたしましては、自動起動型発動発電機と、可搬式の発動発電機を用いる二つの方法があります。委員お尋ねの信号機は、自動起動型発動発電機のことだと思いますが、この信号機につきましては、電力の供給が停止したことを感知した際に、自動的に発電機が作動し信号機に電力を供給するもので、約24時間の信号機運用が可能です。さらに、燃料を補給することによって延長も可能となっております。ただし、24時間対応可能なのですが、供給する電力の灯器の数によっては若干ずれがございます。そういった特徴があります。

そして、現在は被災地を含めて県内に14基あるわけですが、今回の補正予算におきまして、さらに48カ所の信号機に追加整備する予定となっております。この予算につきましては、1カ所につき372万円ほど余計にかかるということになっております。

○川村参事官兼会計課長 警察施設の耐震化についてお答えいたします。現在、警察署は17

警察署でございますけれども、耐震性で問題になるという施設は、現在のところございません。なお、駐在所、交番等については現在、老朽化、狭隘化をにらんで順次新しいものと建てかえておりますけれども、その際に、耐震化についてもしっかりと見ていきたいと考えております。

○及川あつし委員 わかりました。質問させていただいた項目は答弁で明らかであります。いずれ交番等も、かなりがたがきているのは、私も承知しておりますけれども、これから沿岸被災地の復旧に対して、速効性を持ってやっていかなければいけないと同時に、次の余震に備えるライフラインの最低限の確保という観点が絶対に大事だと思うのです。その観点で言うと、総括質疑のときは警察本部長が出られないということなので、この場で申し上げておきたいのですが、この際総点検をしていただいて、警察の劣悪な交番の環境をぜひしっかりやっていただくことが、今後の岩手県民の安全を守る第一歩になろうと思っておりますので、その点について計画的に、また、至急お取り組みいただきたいと思っております。

○森本警務部長 耐震問題の関係でございます。施設につきましては、どうしても震災の影響もありまして、まず被災地の施設をやっていかなければいけないということで考えておりますけれども、委員御指摘のように、当然その他の警察施設につきましても、問題があるところについては早急な改善が必要だと考えておりますので、それにつきましては、老朽化、狭隘化等々の問題も含めながら、改善について検討を進めていきたいと考えているところであります。

○久保孝喜委員 2点お尋ねしたいと思います。最初の1点目は、場合によっては説明があったかもしれませんが、私の聞き漏らしだったらごめんなさいであります。警察費のヘリコプターテレビ中継システム整備費がかなり高額の減額になっておりますので、まずはこの背景、事情の説明をいただきたいと思っております。

○川村参事官兼会計課長 手元に詳しい資料はございませんけれども、約7億円近い事業だったわけなので、いろいろ積算その他、しっかりと規定の部分で積み上げた中でありますけれども、一般競争入札でそういう金額に落ちついたという部分でしか今、現在わかりません。

○久保孝喜委員 入札減ということなのですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。この件はそこでとどめておきたいと思っております。

それからもう一つは、三陸鉄道の災害復旧事業費にかかわってお聞きしたいと思います。三陸鉄道の復旧というのは、沿岸被災地の復興にとっても大きな柱になるというのはそのとおりでして、国の関与もかなり前向きに、補助率のかき上げを含めてできたという点ではよかったと思うのですが、そうであるならば、ここに来てなかなか情報が入ってこないという点で、JR線の復旧の話がなかなか見えてこないという問題がございます。山田線、大船渡線含めて、かなり甚大な被害があるわけですけれども、報道によればJR側は地域の復興計画その他の意向を踏まえてということですが、この間新聞で驚くべき事態というのを見てびっくりしたのです。現地の復興会議の中で、大船渡線の復旧については廃線もいいのだ

と、この際廃線してしまえという議論が飛び出ているという話が伝わっております。鉄道はつながってこそ意義があると私は思っていました、そういう議論が現地であるのだとすれば、県としての復興計画全体にかかわる話になってくるのではないかという気がするのです。したがって、三陸鉄道の復旧はそのとおりでいいのですが、まさに大船渡線を含めたJR線との連結の問題を、県がJRとどういう交渉なり折衝なり、あるいはそうした話し合いを持ってきたのかを含めて、この際明らかにしていただきたい。

あわせて、内陸と沿岸部を結ぶ重要な線であった岩泉線の問題が、全く動きが見えないというのも震災前から続いていたことでありますが、この震災を機に、またぞろ経済合理性の問題が持ち出されて、この岩泉線の存廃にかかわる話になっては困るという思いもございます。先ほど道路の問題では、肋骨の問題も含めてお話がございましたが、鉄道と同じであります、そういう点では市町村をまたがる、まさに動脈、静脈どちらでも、いずれにしても、つながってこそ意味のある鉄道路線という問題は、復興計画全体にかかわって非常に大きな課題だと思いますので、その点の交渉状況、JRの意向などをこの際明らかにしていただきたい。

○野中交通課長 JR線の復旧についての進捗状況ということでございます。委員御指摘のとおり、JR線と三陸鉄道がつながって、三陸地域の振興、住民の足の利用に大きく貢献するものだという考え方の中で、県としてもつながることを前提に進めてきております。具体的には、JR大船渡線あるいは山田線につきましては現在、国、県、市町村それからJRの、鉄道事業者4者による復興調整会議を設けておりまして、その中で議論しているところでございます。山田線につきましては6月に1回開催しておりまして、大船渡線については7月に開催しております。2回目の開催はまだでございますが、近々開かれるということでございます。いずれにしてもJR側としては、市町村のまちづくりの計画に大きな影響を受けるということがございまして、市町村のまちづくりの進捗状況を見ながら、具体のルート選定、そういったものを検討していくということになってございます。

それから、先ほど大船渡線について新聞報道等にありました、一部廃線でもいいのではないのかというような御指摘も、実は当該市町村からお話を聞いた中で、その市の委員会の中でそういったお話もあったという話はありませんけれども、市としてはいずれ、鉄道の復旧ということで進めたいという考え方であると伺っております。

それから、2点目の岩泉線についての復旧に係る動きでございますけれども、今年の7月に崩落事故があつて以来、1年を超える形での運休が続いておるわけでございます。現在JR本社におきまして、外部の有識者を含めた災害原因の調査検討委員会というものを開いて検討を進めております。これにつきましては、7月に3回目の検討委員会が開かれたわけでございますが、この中では今回の崩落箇所と同様に、今後崩壊の可能性がある箇所が全線で23カ所あるという報告があつたと聞いております。現在その23カ所について、現場の調査を進めているということございまして、冬期間に入る前に調査を終了する方向で今進めていると伺っております。

県においても、JRには早期復旧について要望しておりますし、県と市町村で構成する連絡会議等も開きながらJRとの情報交換も進めておりますし、これからも引き続きそういった情報を収集しつつ、復旧に向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。

○久保孝喜委員 答弁については了解いたしました。被災現地もさることながら、内陸とのつながりという点でも、岩泉線は大きな効果を持つものだと私は思っていますし、この広い県土を持つ岩手県が、こうした公共交通に頼らざるを得ない環境にあるのは、そのとおりに言うまでもないことなわけで、もう少しJRとの緊密な協議、あるいは力強い要請というものを望みたいと思いますし、そのことを申し上げて終わりたいと思います。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第15号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼人事課総括課長 議案第15号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の3ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明をさせていただきます。

まず、第1の改正の趣旨及び第2の条例案の内容についてであります。平成23年9月13日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当を支給しないこととしようとするものであります。知事の退職手当につきましては、前回の知事選挙の際のマニフェストを実現するため、平成19年6月議会定例会におきまして、当該任期において退職手当を支給しないこととする条例改正を行ったところであります。今回知事が再選されたことから、今回の任期につきましても、前任期同様に退職手当を支給しないこととしようとするものであります。最後に、第3の施行期日についてであります。この条例は公布の日か

ら施行しようとするものであります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 16 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼人事課総括課長 議案第 16 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 4 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明をさせていただきます。

まず、第 1 の改正の趣旨についてであります。国の例に準じて、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に対処するための作業に従事した職員に係る災害応急作業等手当及び刑事作業手当に関する特例措置を講じるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、第 2 の条例案の内容についてであります。1 について、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に対処するため、災害応急作業等に引き続き 5 日以上従事した場合の、手当の加算額について定めようとするものでございます。加算額は現在の手当額の 100 分の 100 の範囲内で、人事委員会が定める割合を乗じて得た額としようとするものであります。2 につきましては、警察以外の職員が東日本大震災津波に対処するため、死体を取り扱う作業等一具体的に申し上げますと、収容された遺体を安置所に運び込む作業、遺体が収容された棺を運搬する作業等になりますが、このような作業に従事したときは手当を支給しようとするものであります。3 については、2 の手当の額の上限を定めようとするものであります。4 については、警察職員が東日本大震災津波に対処するため、検視又は死体の収容等の作業のほか、死体を取り扱う作業等に従事したときは、手当を支給することとするとともに、手当の額の上限を定めようとするものであります。

最後に、第 3 の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成 23 年 3 月 11 日

から適用しようとするものであります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 今説明のあった内容について、もう少し詳細にお知らせいただきたいと思えます。政府では、自衛隊の職員の方が死体を取り扱う場合の特殊勤務手当が、たしか1日わずか1,000円程度の支給であったということで、やはりこれは、額には換算できない、大変に心労を伴う厳しい作業だということで、改正までかなり時間を要したようであります。一般職員また警察の職員の皆様も、筆舌に尽くしがたい業務に当たられてきているし、また今もやられていると思えますので、十分に配慮していただきたいという趣旨での質問であります。そもそもどういう規定で、どういう改定がなされ、どの程度の手当が支給されるのか。またわかれば、自衛隊職員等との均衡がどうなのかも含めて、お示しいただきたいと思えます。

○浅沼人事課総括課長 最初に、自衛隊との均衡につきましては、申しわけございません、今手元に資料がございません。内容等につきましては、国の例に準ずるという部分が発端でございます。人事院におけます法例改正、これに準じまして改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、災害応急につきましては現在も行ってございますけれども、道路、河川等の巡回監視、道路の警戒作業、湾口内のがれき除去、災害警備、災害救助等の作業になります。これにつきましては、国の例に準じまして加算の額を定めていこうというものでございます。

死体の取り扱いにつきましてはでございます。死体の取り扱いにつきましては、死体の処理作業というものがございしますが、収容、検視する部分と遺体を運ぶ、取り扱う作業と、大きく二つに分かれます。及川委員からありました1,000円というお話—国の例では、死体の取り扱いの作業、遺体を運ぶというような作業のことかと思われませんが、大きく二つに分かれております。今般、死体の取り扱い作業につきまして、警察職員及び警察以外の知事部局の職員についても支給することができるようになろうとするものでございます。金額につきましては今後、人事委員会規則等で定められていくものと認識してございます。

さらに死体の収容、遺体輸送、検視等の作業につきまして加算する場合、そういうことができる場合も定めているという形で、事案に応じましてそれぞれの手当の額を定めていこうというものでございます。

○及川あつし委員 警察職員のほうは従前どうで、今回の改正に伴ってどうなるのか、もう少し詳細に、御説明いただける範囲でお示しいただきたいと思えます。

○森本警務部長 警察職員についてでございますけれども、死体の取り扱い関係の作業について申し上げたいと思えます。従前から警察職員につきましては、死体を直接処理する作業につきまして手当が支給されていたところでございますけれども、このたび、先ほどお話がありましたとおり、直接のその作業のほかに、遺体安置所において死体または死体が納め

られているものを取り扱う作業まで範囲が拡大すると、そういうものにつきましても手当が認められるというふうに、今回の改正でなされると承知しております。(及川あつし委員「了解」と呼ぶ)

○佐々木大和委員 私も震災のときに遺体安置所に何回か行ったのですが、あそこに行くと、やはり精神的なバックがあつて大変なところなのですから、警察の方が二、三人ずつ管理しています。そこにいる人すべてが対象ですか、直接作業する人ではなくて。遺体安置所というのは本当に大変な場所なのです。私らもあそこで、特に今回は溺死の方が多かったわけで、出すときには当然、いた人がみんなお手伝いしなければならない状態でやったのですが、そういうところに行って管理する立場の人、そしてその作業をする人との区別があるのか、そこに配置された人は全部対象になるのか。それと、時間が相当長くなったと思うのですが、その辺の配慮はどんなことになったのでしょうか。

○浅沼人事課総括課長 現時点で想定しております対象業務でございます。まず、先ほども提案理由で説明いたしました、現場から収容されました御遺体を安置所に運び込む作業、その御遺体を棺に移しかえる作業、さらに遺族の方がいらっしゃる場合に、棺でありますとかブルーシートでくるまれている場合がありますが、そういうもののあけ閉めをする作業、さらには御遺体が入った棺を運搬する作業、これらを一応想定してございます。したがって安置所で、例えば御遺体と直接触れない、作業を伴わないような場合は、この手当の対象とするのはちょっと難しいと思っております。

○佐々木大和委員 直接かかわらないでも管理でそこにいた人というのは、警察で実際にあるのですか。実態はどうなのでしょう、いた人はみんな……。ただ、時間がたつと、そのままで1日動かないというのはざらにあったと思うのだけれども、今の話を聞くと、直接かかわらない人は対象にならないのだけれども。現実には、あの場所にいるというのは本当に相当な負担がかかっているはずなのです。直接かかわらない場合もいっぱいあるような気がするのですが、いかがですか。

○森本警務部長 直接かかわったか、かかわっていないかということになりますと、最終的には個々で判断しないとしようがないということになるので、ちょっとそこまで直ちに把握はしておりません。ただ、一般的に申しますと今回の大震災、非常に多くの方が亡くなられて、非常に多くの遺体が安置所に運び込まれたということで、連日のように御遺族の方が身元確認等で来られているということも多々ございます。そういった中で、安置所にいけば、何もさわらないで1日が終わるとというのは、特に発生直後の、大きくばたばた作業をしていた時期などは、なかなかあり得なかったという気がしております。ただ、個別にはちょっと、それぞれの勤務形態を詳しく見ないとわかりませんので、そこは何とも申し上げられないところでございます。

○佐々木大和委員 今回は特別な事態でしたので、そういう意味では可能な限りの配慮をしてもらったほうがいいと思います。そういうことでお願いしておきたいと思います。

○工藤勝子委員 確認の意味で。発災直後、遠野市の建設業の人たちが12日の朝にすぐ現

地に駆けつけたわけですから。そして、重機でこうやるわけですけれども、御遺体がいっぱい出てきて、思うように動かせなかったわけですから。そういう中において、その建設業の人で、ぐあいが悪くなってしまって長期に休む人が出たのです。県の職員で、こういう作業というのはそうそうあるものでもないし、そういう場面に当たった職員なんて、今までなかったのだらうと思うのです。それで、例えば精神的、身体的含めて、そういう職員の方が出たのかというところをちょっと確認してみたいと思います。

○浅沼人事課総括課長 結論から申し上げます、当方で確認できている範囲では、対象となる職員はいないと認識してございます。けれども、委員からお話がありましたとおり、前代未聞といいますか、職員にとっても心身ともに非常に負担のかかる作業を強いたこととなります。今回支給の対象にするということで対象人員も特定できてまいりますので、そういったものの今後のケアにつきましては、私ども意を用いてまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 私からも本件についてちょっとお伺いしたいのですけれども、県の職員の方で何人ぐらい携わったかということも1点。実際には現場で、言うならば地域の消防団の方であったり、市の職員等が主に携わっているわけでありまして、これに伴う経費もあわせてお伺いしたいと思います。

○浅沼人事課総括課長 死体を取り扱う作業という部分についてのお尋ねということでお答えさせていただきたいと思います。人数については、人日一延べ人数になりますけれども、知事部局におきまして478人日、警察本部におきましては7,552人日、教育委員会におきましては延べ8人日、合計8,038人日となっております。

所要額につきましては、それぞれのケースに応じて加算額にばらつきがございますので、範囲で申し上げさせていただきたいと思いますが、おおむね1,030万円から1,730万円の範囲内と見込んでいるものでございます。

○城内愛彦委員 今のことで十分に理解しましたが、今後、市町村でもこれにかかわった方々に対することについて、あるいは補助であったりということが考えられるかと思いますが、そういったことは想定しているのでしょうか。

○堀江市町村課総括課長 市町村におきましては、これまでも大震災に関連して県の条例が改正される都度、市町村にも迅速に情報提供しまして、条例改正等について我々のほうから助言させていただいているところでございますので、今回も議案が可決になった場合には、速やかに県内市町村のほうにも伝達した上で、所要の整備をしていただくようお願いしたいと思っております。

経費については、基本的にはそれぞれの市町村の経費ということになりますが、当然、かかる経費については震災の経費ということで、できるだけ支援していただくように国にも働きかけてまいりたいと考えております。

○浅沼人事課総括課長 補助というお話がございましたが、私どもが承知している範囲では、当該作業等に係りまして支出した経費については、特別交付税措置が行われると承知してございます。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 17 号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○永田税務課総括課長 議案第 17 号岩手県県税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案（その 2）の 6 ページをお開き願います。なお、改正内容につきましては便宜、お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

第 1、改正の趣旨であります。地方税法の一部改正に伴い、過料の額を引き上げ、及び東日本大震災による代替家屋等または代替自動車の取得に係る不動産取得税、自動車取得税及び自動車税について特例措置を講じ、個人の県民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大し、東日本大震災により亡失した軽油に係る軽油引取税の免除について定める等、所要の改正をするものであります。

次に第 2、条例案の内容であります。県税の種類別に記載しておりますので、順次御説明いたします。

まず、1 の総則関係であります。（1）不申告に関する過料の上限額を 10 万円以下とすることです。これは、正当な事由がなくて申告または報告をしなかった場合の、過料の上限額を 3 万円以下から 10 万円以下とするものであります。次に、（2）県たばこ税及び自動車取得税につきまして、正当な事由がなくて申告または報告しなかった場合におきまして、過料に処することとするものであります。

次に、2 の個人県民税関係であります。（1）寄附金税額控除の対象となる寄附金を定めるものであります。なお、この寄附金税額控除の対象となる寄附金につきましては、県内に事務所を有する公益法人等に対する寄附金及び知事または教育委員会の所管に属する公益信託に支出した金銭とするものであり、当該寄附金のうち一定の金額を、寄附金を支出した翌年度の個人県民税から税額控除するものであります。次に、（2）寄附金税額控除の適用下限額を 2,000 円に引き下げるものであります。個人県民税から控除する寄附金税額控除額につきまして、寄附金の 5,000 円を超える金額に一定の計算をした金額を控除することとなりますが、今般の条例改正により、寄附金の 2,000 円を超える金額に一定の計算をし

た金額を控除するものであります。次に、(3) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる利子所得につきましては、県民税の利子割につきまして非課税となるものでありますことから、寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当するものとして計算した一定の金額に係る部分につきましては、寄附金税額控除を適用しないこととするものであります。

次に、3の不動産取得税関係であります。東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の所有者等が、当該家屋にかわるものと認める家屋の取得をした場合におきましては、当該取得が警戒区域設定指示の解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、当該対象区域内家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例措置を講ずるものであります。また、対象区域内家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地にかわるものと認める土地の取得をした場合におきましては、当該取得が警戒区域設定指示の解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、当該対象土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例措置を講ずるものであります。

次に、4の自動車取得税関係であります。警戒区域設定指示区域内の自動車の所有者等が、代替自動車を取得した場合におきまして、当該代替自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が用途廃止等自動車に該当し、かつ対象区域内用途廃止等自動車にかわるものと認めるときは、代替自動車の取得が平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、代替自動車の取得に対する自動車取得税に係る納税義務を免除する特例措置を講ずるものであります。

次に、5の軽油引取税関係であります。東日本大震災に伴い、軽油引取税の特別徴収義務者である特約業者等の、貯蔵タンクやタンクローリー車等から軽油が流失等した場合につきましては、当該流失等した軽油に係る軽油引取税を免除する特例措置を講ずるものであります。

次に、6の自動車税関係であります。対象区域内自動車の所有者等が、上記4の自動車取得税の納税義務の免除の適用を受けることとなった場合におきましては、当該所有者等が取得した代替自動車に対する、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税に係る納税義務を免除する特例措置を講ずるものであります。また、対象区域内自動車が用途廃止等自動車に該当することとなった場合の当該対象区域内自動車は、警戒区域設定指示が行われた日以後、自動車税の課税対象としない特例措置を講ずるものであります。

次に、7のその他であります。条ずれ等の所要の整備をするものであります。

次に、8の施行期日等であります。公布の日から施行し、要綱第2の1及び2につきましては、平成24年1月1日から施行するものであります。次に、(2)の所要の経過措置等でございますが、個人の県民税、平成23年4月21日における警戒区域設定指示区域及び

罰則に関する経過措置を講ずるとともに、軽油引取税の免除に係る申請書の提出期限を定めるものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 18 号岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○永田税務課総括課長 議案第 18 号岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案（その 2）の 15 ページをお開き願います。なお、改正内容につきましては便宜、お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

要綱第 1、改正の趣旨であります。地方税法の一部改正に伴い、過料の額を引き上げるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に第 2、条例案の内容であります。地方税法の一部が改正され、納税管理人の申告すべき事項につきまして、正当な事由がなくて申告をしなかった場合の過料の上限額につきまして、3 万円から 10 万円に引き上げられましたことから、岩手県産業廃棄物税条例におきましても同様の改正をするとともに、あわせて文言につきまして所要の整備をしようとするものでございます。次に 3、施行期日であります。平成 24 年 1 月 1 日から施行するものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○久保孝喜委員 1 点だけ確認の意味で教えていただきたいのですが、改正前、正当の事由がなくてとなっているものが、改正後には正当な事由がなくてと直っているわけですが、これには法律的な解釈を含めてどういう違いがあるのでしょうか。

○紺野法務学事課総括課長 当該部分につきましては、最近の法律の用例に基づきまして修正を加えたものでございます。特に修正したことによって意味合いが変わるというものではございません。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 19 号中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○永田税務課総括課長 議案第 19 号中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案（その 2）の 16 ページをお開き願います。なお、改正内容につきましては、お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

まず、要綱第 1 の改正の趣旨であります。中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の関係部分につきまして、所要の整備を行うものであります。

次に第 2、条例案の内容であります。中心市街地の活性化に関する法律の一部が改正され、条例で引用しております同法の条項が移動したことに伴い、所要の整備をしようとするものであります。最後に施行期日であります。公布の日からとするものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 25 号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。当

局から提案理由の説明を求めます。

○紺野法務学事課総括課長 議案第 25 号財産の取得に関し議決を求めることについて説明申し上げます。議案（その 2）の 25 ページをお開き願います。

この議案は、財産の取得に関しまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、取得しようとする財産につきまして御説明申し上げます。財産を取得する目的につきましては、行政情報の処理の用に供するため、種別は備品、名称及び数量は職員一人 1 台端末として利用するパーソナルコンピュータ 1,051 台で、取得予定価格は 8,037 万 150 円、取得の方法は買い入れで、太平工業株式会社から取得しようとするものでございます。以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 28 号及び議案第 29 号は、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについてであります。以上 2 件を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木生活再建課総括課長 議案第 28 号及び議案第 29 号の災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その 2）の 28 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては便宜、お配りしております資料に基づき御説明申し上げます。

まず、1 の提案の趣旨であります。災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が条例を定めて行っている災害弔慰金及び災害障害見舞金の事務のうち、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務を、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、議案第 28 号により大船渡市から、議案第 29 号により釜石市から、それぞれ県が受託することの協

議に関し、議会の議決を求めるものであります。

次に、2の受託理由であります。災害弔慰金等の支給に当たり、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による死亡または障がいであるか否かの判断が困難な場合等に開催する審査会について、事務の委託を求めている地域では、当該審査会を単独で運営することは困難な状況が認められるため、事務を受託することについて協議を行うものであります。なお、今回の事務の受託の協議につきましては、市町村の負担軽減を図る観点から、本年6月11日付で厚生労働省社会援護局総務課長から審査会の運営等につきまして県の配慮を求める旨の通知がございまして、それを受けて、県から市町村に6月30日付の通知で委託の意向を照会し、その後、県に事務を委託しようとする団体におきましては、それぞれの条例を改正し審査会の規定を設けるとともに、事務の委託の議決を経て県に協議を申し出ているものでございます。今回議案として提案しております大船渡市及び釜石市のほかに、陸前高田市、宮古市、一関市、山田町及び大槌町の5市町が、それぞれ県への委託を申し出ているものでございまして、今後議案の追加提案をさせていただき、対応していきたいと考えているところでございます。

最後に、3の施行期日であります。平成23年10月21日から施行することとしているものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。以上をもって、議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第1号新公益法人への移行期限延長に関する請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○紺野法務学事課総括課長 新公益法人への移行期限延長に関する請願につきまして説明申し上げます。

まず請願事項に関しまして、新公益法人制度の概要について説明申し上げます。新公益法人制度につきましては、平成20年12月1日に公益法人制度改革三法が施行されたところでございます。現行の社団法人または財団法人につきましては、平成25年11月30日までに、公益社団法人または公益財団法人への移行認定の申請を行うか、一般社団法人または一

般財団法人への移行認可の申請を行うこととされておりまして、この期限までに申請を行わなければ、その法人を解散することとされております。

次に、本県における申請及び移行の状況について説明申し上げます。お手元にお配りしております資料をごらんいただきたいと存じます。1の移行認定等の申請等の状況についてでございますが、平成23年9月30日現在で、移行申請の件数は36件、新公益法人制度における公益法人または一般法人へと移行した法人は12法人となっております。

4の知事所管・県教育委員会所管の特例民法法人数に記載のとおり、平成23年9月30日現在で、いまだに申請を行っていない法人は289法人でございます。

次に、法人の被災状況についてでございますけれども、5の沿岸地域に所在する特例民法法人数に記載のとおり、沿岸地域を主たる活動地域としている法人は48法人でございます。被災状況につきましては、現在調査を行い取りまとめているところでございますけれども、現時点で把握しているところによりますと、沿岸地域を主たる活動地域としている法人及び岩手県全域で活動している法人のうち、役員や会員が死亡または行方不明、移行申請書類の作成に必要な帳簿類が流失、事業を行うための施設が損壊といった何らかの被害をこうむった法人が40法人程度でございます。これらの法人のうち、移行申請作業に影響があると回答した法人が、半分の20法人程度でございます。

平成25年11月30日の移行期限までは残り2年程度となっておりますが、これまで以上にきめ細かく法人に対して相談や助言を行うことにより、県内の法人が円滑に公益法人又は一般法人へと移行できるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、移行期限の延長につきましては、執行部といたしましても、東日本大震災津波に関する要望書によりまして要望しておりまして、総理大臣あて3件を含め計12件を、国に対して要望しているところでございます。以上で説明を終わります。

○五日市王委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○及川あつし委員 新公益法人の移行については、前から何度か御指摘させていただいたと思うのですが、請願の趣旨については至極当然のことで、延長を求めていくことは議会としても適切であろうと思っておりますので、ぜひ請願については採択するべきだと考えてございます。

ただ問題は、震災がなくてもかなり厳しかったのではないかという認識を持っていただきまして、一方では被災県として延長を求めるとともに、新制度への移行に関して、もう少し手続の簡素化とか抜本的な問題も何点かあるのではないかと、実は私は思っています。いろいろな公益法人の皆さんから声を聞くと、例えば残存財産が20万円とか30万円しかないのに、専門の税理士とかコンサルに頼むとコンサルタント費用だけで100万円かかるという話もあって、放置してやれば最終的に県の財産になるわけですね。だったらもうこんなもの最初から手続しないほうが良いという意見を言っている方も1人や2人ではない、かなりの数に上っていると思います。

そこで、延期を求めるとともに、もう少し制度自体の中身についても、これまで取り扱っ

てきた事務の中で出てきた問題も含めて、改正等も要望するべきではないかと思っているのですが、その点についてはどのようにとらえられているでしょうか。

○紺野法務学事課総括課長 委員御指摘のとおり、確かに手続が煩瑣ですとかいう御指摘は法人側からもございます。これは、全国一律の手続でもって、従来透明性が欠けていた公益法人の手続を、透明かつ一定の基準でもって法人制度を運営していこうという、今回の改正の趣旨でございますので、本県だけではなかなか難しいと思っております。

機会がある都度、手続の簡素化ですとかそういったものについては、所管の内閣府にお話しております。ただしそうかといって、後ろが今のところ平成25年11月30日という期限が設定されておまして、私どもとすれば、やはり残存財産の問題もあり、そういったところについては、事務局自体も脆弱なところも結構ありますので、この際解散という道も一つの方向性でございますので、何が何でも存続するというのではなくて、解散も一つの視野に入れてはどうかという指導もしております。

また毎日、大体多いときには4法人程度が個別の相談に見えられて、私どもで相談業務に当たっております。財務に関する非常勤職員を1人雇用いたしまして、専門的にそういった相談業務に携わっているということでもございまして、私どもの努力をさらに重ねるとともに、その手続なりの簡素化についても機会あるごとに要望していきたいと考えているところでございます。

○及川あつし委員 ありがとうございます。御答弁の内容で十分なわけではありますが、私が受けている印象は、手続の問題、制度自体の問題もあるのですけれども、それぞれの団体で、公益にするべきなのか一般にするべきなのかというところで判断がつかないで、判断をしないで、ここまで留保しているがゆえに手続が進んでいないというところが大半だと思うのです。ですから、そこについては一もちろん県で、公益に移ったほうがいいですとか、一般に移ったほうがいいですということは言えないとは思いますが、団体の中でのジャッジを早めることも必要ではないかと思っておりますので、その点についてはよろしく御指導をお願いしたいということで終わります。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○五日市王委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 では、お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願ひます。

次に、受理番号第2号免税軽油制度の継続を求むる請願及び受理番号第7号軽油引取税の免税等に関する国への意見書の提出を求むる請願、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。審査に先立ち、当局の説明資料を配付いたします。

〔説明資料配付〕

○五日市王委員長 それでは、当局の参考説明を求めます。

○永田税務課総括課長 受理番号第2号免税軽油制度の継続を求むる請願及び受理番号第7号軽油引取税の免税等に関する国への意見書の提出を求むる請願について御説明申し上げます。ただいまお手元に配付しました資料、2枚目までが県の軽油引取税の免税軽油の制度でございます。3ページ目、4ページ目が石油石炭税の資料となっております。最後の5ページ目が地球温暖化対策のための税の説明資料となっております。

まず、軽油引取税の免税制度について御説明申し上げます。免税軽油制度は、軽油引取税が道路に関する目的税であったことから、道路使用に直接関係しないと認められる一定の用途に使用される軽油の引き取りについて、対象者及び用途を限定して課税免除する措置がとられているものです。具体的には、農業、船舶、林業等の一定の動力源の用途に軽油を使用する場合に、申請により1リットル当たり32円10銭の軽油引取税を免除する制度となっております。本県にありましては、平成22年度ですが、全業種で1万2,795名、数量が2万9,251キロリットル、税額は9億3,896万円を免除しているところです。これが、平成21年度税制改正によって軽油引取税が目的税から普通税に移行したことから、化学製品を製造するための原料となる軽油を除き、すべての軽油の使用が課税対象となったところでありまして、ただし、農業等の第一次産業、警察または消防等の公共目的に使用するもの等の軽油免税措置につきましても、政策的判断が求められること等によりまして、平成24年3月31日までの措置として存続されてきております。今後につきましても、平成24年度税制改正の際に、より議論が進められ、免除措置の継続の取り扱いについても検討されるものと承知しているところです。

次に、農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税措置について御説明申し上げます。資料の3ページをごらん願います。石油石炭税は国税となっております、農林漁業者が農林漁業に用いるA重油については、施設園芸農家及び漁業者等の負担軽減を通じた経営の安定を図り、農林水産物の安定供給を確保することを目的として、1リットル当たり2円4銭の石油石炭税が免除される制度となっているものと承知しているところです。お手元の資料は、農業用A重油の石油石炭税の免税及び還付となっておりますが、ここは農業用のみならず農林漁業用ということで読んでいただきたいと思います。この免税ですが、輸入A重油につきましては、輸入業者が石油石炭税を免税され、農林漁業者への販売価格に反映されているということがございます。次に、国産A重油につきましては、農林漁業用に使用された場合に、石油石炭税に相当する金額が製造者に還付されます。その後、農林漁業者の販売価格に反映されるということがございます。

続きまして、地球温暖化対策税について御説明申し上げます。この地球温暖化対策税も国税ということではございますが、これは、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂の排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、導入が検討されているものでございます。資料の5ページ目のちょうど真ん中辺なのですが、課税物件のところに、現行税率の次に平成23年10月からとなっておりますが、これは、まだ法律が通っておりませんで、現在まだ導入されておられません。具体的には、原油・石油製品—ガソリン、軽油、灯油等。それからガス状炭化水素—これは天然ガス、LPガス等でございます—及び石炭。これらの全化石燃料を対象に、輸入者または採取者の段階でCO₂排出量に応じた税率を課税する仕組みとなっております。検討に当たっては、現下の経済情勢を踏まえ、急激な負担増を避けるために、施行から3年半で段階的に実施していくこととされているほか、特定の分野、産業の負担増に配慮した免税や還付措置、納入に伴う各種の負担軽減措置などもあわせて行うこととされております。以上で説明を終わります。

○五日市王委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 なければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

まず、受理番号第2号免税軽油制度の継続を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第7号軽油引取税の免税等に関する国への意見書の提出を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、本請願は採択と決定いたしました。

なお、これらの請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますが、10月21日の本会議に提案が予定されている各党派共同提案の意見書案が、これらの請願の内容を含んでおります。参考までに意見書の案文をお配りしますので、ごらんいただきたいと思っております。

〔意見書案配付〕

○五日市王委員長 ただいまお配りした党派共同提案の発議案には、これらの請願に基づく内容も含まれておりますことから、当職といたしましては、当総務委員会として意見書の発議は行わず、各党派共同提案の意見書によることとしたいと考えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 今回の大震災におきましては、県内の警察官が11名、消防職員が8名、消防団員が116名殉職いたしております。改選前の6月定例会でも触れられましたが、これらの方々の崇高なる使命感と行為に対しまして、改めて敬意と感謝を申し上げ、御冥福をお祈り申し上げる次第であります。その中で大変気になりましたことを1点、相談といいますが、委員会の皆様とも意見を共有したいと思っております。

警察賞じゅつ金、消防賞じゅつ金について、お伺いいたしたいと思っております。この賞じゅつ金という名前、耳新しく思いますけれども、大分古い制度のようでありまして、かつて大勲位菊花賞とか何か大きな勲章をもらった際につり下げるひものことを小綬というようでありまして、今どきにあらわしますと、名誉ある弔慰金と訳したほうがいいのかと思っております。そのことで、実は連休明けの5月末ごろに、いろんな情報が交錯する中で、非常にこれはいかがなものかと思う情報が錯綜いたしました。

消防団員の問題であります。消防団員は、消防団に入団をすると同時に岩手県消防協会、さらには全日本消防協会の会員となります。そして、出動手当などが出る分共済金を積み立てていくわけでありまして、今回のような殉職などがあった場合に、その共済金の中から弔慰金のような形でお金が支払われるようであります。今回、岩手県、宮城県、福島県で500人近い消防団員が殉職しているわけでありまして、分母、分子の関係で、通常であれば2,500万円近い弔慰金が手に入るものが半分以下になりそうだという情報が流れて、人のためなら水火も辞せず、これぞ火消しの勇み肌という義勇消防にとりまして、金額で働いているわけではないのでありますが、非常に士気にかかわる情報が流れてしまいました。

私は、これはちょっとおかしいと思って当局とやりとりをしたのでありますが、今から20年ぐらい前、長崎県の雲仙普賢岳が突然爆発をいたしまして、その際も消防ポンプ車に乗り込んだ消防団員が、20名弱だったと思っておりますけれども、火砕流にのみ込まれて殉職した。

その際に、たしか賞じゅつ金のようなものがあつたと思ったものですから、当局にお伺いしました。そうしましたところ、確かにこの制度はあります。そして基本的には、消防を一部事務組合などで運営している市町村が主体となって金額を査定して—ここには国からの補助金が出るのでありますが、ここで金額が確定すると、岩手県も横並び、国も横並びという制度のようであります。しかし、これを三つ集めても—金額がひとり歩きしては困りますので、あえてトータル金額は言いませんが、三つ合わせても1億円にならないのです。警察賞じゅつ金も多分そうだと思います。ただ、こういうときにあつて、今どきの30代、40代の一般社会人が交通事故などで仮に生命を落とした場合に、今や1億円、2億円の世界にある中で、こういう特別職にある方々が、自分の生命を犠牲にして他人を助けて、その結果自分の命を失って、それをあがなうべきお金が1億円にもならないというのは、今どきちょっといかなものか、このような思いが実はあります。

そこで、調べた賞じゅつ金制度というものを、沿岸の一全部ではありませんけれども消防団長、消防署長に情報としてお届けしたのでありますが、初めて見ました。こういう制度があつたのですか。こういう方々もいらっしゃいました。こういう情報は、すべて消防協会の幹部の皆さん—全団員とまでは言いませんけれども、そういうところの皆さんは共有しておくべきではないか。これはまさに士気にかかわる問題でもありまして、そのように思つたのでありますが、どのようにお考えでしょうかお伺いしたいと思います。

○小野寺防災消防課長 今回、大震災の中で活動中に亡くなられたという消防団員、消防職内の方に関しましては、確かに賞じゅつ金という制度がございまして、市町村、国、県、それぞれ活動の内容に応じて賞じゅつ金が支給されることになってございまして。委員おっしゃったように、今回、数が非常に多かつたということでございまして、例年、火災で亡くなられたとか被災したという方の事例はあるわけですが、市町村でこういうケースを扱う事例がなかつたということはあると思いますが、今後、こういう消防団員に関して活動中に死亡した場合の補償制度という部分も含めまして、情報提供等を一層やっていきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 決して賞じゅつ金を目当てに活動している人たちはないのでありますが、その対価としてあがなうためにはどうしても必要なものということになります。そういう中で、例えば消防団長が仮にそういうことを全団員に周知させなくても、やはり基礎知識として持っていることは必要だと思うのです。部下を持つ人たちは自分の部下の待遇を、ということとはなかなか言いづらいものだと思いますので、そういうことは我々が声を上げてやって、こういう機会にみんなで情報を共有して、特別職の皆さんの待遇をアップするということを共有しながら、できれば委員長から我々の議長にこういったお話をさせていただいて、今回被災しました3県のみならず、東海、東南海等にも地震が来るかもしれないと言われていまして、洪水災害、いろいろなものがありますので、消防団の出番というものは非常に多くなってくる。こういうことから、今回を契機として全国議長会などに提案させていただいて、待遇の底上げを図るという動きをしていただきたいと思います。私は思うのでありますけれども、こ

れについては委員の皆様方も御賛同いただけると思います。委員長におかれましては、ぜひそのように議長に働きかけをしていただいで、こういう機会に特別職の底上げを図って、もって消防団員の確保にもつながっていくということにもなろうと思いますので、そのようなお取り計らいをお願いしたいと思います。

○五日市王委員長 それでは、ただいまの御意見は議長に申し伝えたいと思います。

○及川あつし委員 冒頭、伊藤委員の御発言には私も大賛同であります。いまだに遺族の方々も一私もいろいろ近い人間を亡くしたりしまして遺族の方と話していますが、本当に何と申し上げていいやわからないわけです。公に殉じて亡くなった皆さんには、それなりの待遇をしっかりとやるべきだと思いますし、議員の責務として議論はしていくべきだと思いますので、私からも委員長をお願いしたいと思います。

この際の発言は2点であります。T P Pの問題と国体の問題、ちょっとお伺いしたいと思います。

T P Pの関係については、やむを得ないでしょうけれども農林水産委員会で審査が行われていて、本来は総務委員会でやってもいいようなものではないかと思うのですが、一応確認のためちょっと伺いたいと思います。今回請願で農業団体のほうからは、T P Pの本県の影響額については、農産物の生産額ベースで6割に相当する1,469億円が減少すると一昨年11月15日、本県が発表した影響額ということであります。きょうの報道を見ますと、きょうの鹿児島県の知事が農林水産大臣に行って、全国で一番T P Pの影響を受けるのは鹿児島県だと一農業生産額だけではなく全体の影響額を、6,000億円という試算を出して、農林水産大臣にT P Pの参加については見送るようという強い要望を出したという報道がございました。改めて、どういう試算をこれまでしてきたかという経過も示していただきたいと思ひますし、農業生産額ではなく、去年の11月の段階からきょうまで、T P Pの交渉内容もまだ100%ディスクローズされていませんけれども、だんだん、だんだん明らかになったことによって、試算の前提も変わってきていると思うのです。その意味で、本県として全体の影響額を試算しているかどうか、試算しているとすれば全体の影響額をどのように見ているか。そして知事は、一般質問等の答弁でどんどん踏み込んできていましたけれども、最終的に今の段階で、内閣総理大臣並びに閣僚に対してT P Pに参加をするべきではないという意見を、どこかの場面で具体的な日程をもって、やる予定にしているのかどうかを明らかにしていただきたいと思ひます。

2点目は国体の関係であります。これも、一般質問等でそれぞれ御答弁がありましたけれども、今試算をされていると答弁等で伺いまして、10月中にはその結果が出るということでありましたが、試算の内容を再度御答弁いただきたいのと、これだけ県民の耳目を集めてきている課題でありますので、試算の結果をどの場面で県民の皆さんにお知らせして今後の議論を展開していくかというのは、非常に大事なポイントだと思います。ついては、10月中にまとまるということでもありますので、議会中になるのかもしれませんが、その中でどのような形で県民に試算の結果をお知らせする予定なのか。それは稲葉室長なのかもしれません

んけれども、西村総括課長かどちらかわかりませんが、調整ができていますのかどうかも含めてお知らせいただければと思います。

○大平政策監兼企画課総括課長 TPP協定への影響額については、昨年の11月に農林水産部で、本県への影響額について試算してございますが、それ以降、県全体に対する影響を試算したものはございません。そのときで、1,682億円の県の生産額が減少すると—これは農林水産省と同様の試算方法でやったものでございます。公表されているものについては、以上のとおりでございます。

あと、国への要望等につきましては、現段階では、知事から答弁申し上げていますように、必要に応じて提言を行っていくということで変わってございません。現段階では、市長会あるいは知事会でも議論がございまして、それらの動向を見ながら、あるいは国の進展ぐあいを見ながら、要望するという事となろうと思います。

○西村国体推進課総括課長 試算の内容でございますけれども、大まかに分けると、市町村と県という格好になります。市町村におかれましては、各競技の主催という形になりますので、競技会の運営に係る経費あるいは競技を行うための施設の整備に要する経費等について、現在検討を進めていただいております。一方、県につきましては、総合開閉会式それから広報、県民運動等々の部分につきまして、現在どのような形でやれるのかというところを今、計算を進めておるところでございますけれども、市町村への支援の話—例えば施設整備、それから市町村が行うと先ほど申しました競技会の運営に係ります支援と申しますか、あり方の検討と申しますか、その部分も含めまして今試算をしているところでございます。ただ、10月中にまとめたいということですが、まだちょっと全部の市町村からの回答が来てございません。きょう現在で、33市町村のうち28の市町村からの回答という状況になってございます。

それからまた、試算の内容、結果について、どのような形で公にするかというお話ですが、今のところ部の中でまとめた後に、関係する予算とか人事の話と申しますか、組織定数の話がございます。これらの話も含めながら、今後やり切れるのかというところを県内部で詰めていきたいと思っておりますけれども、試算の結果につきましては、その後、県議会にも御説明をしながら、いろいろと御意見を賜っていきたくと考えてございます。

○及川あつし委員 わかりました。まず、TPPの件であります。鹿児島県がどういう試算をして全体の影響額を出したのかわかりませんが、もし可能であれば農業分野だけではなくて、岩手県の産業がそもそも持っている脆弱性、そういうものを含めて検討していったほうがいいと思います。政府等の要望に際して必要があれば、鹿児島モデルなどがもし適用できるのであれば、全体の影響額もぜひ試算をしていただきたいと思います。いかがでしょうかというのが1点。

国体については、10月中ということであれば議会の開会中でありまして、議会に対してもしかるべき形でしっかりと説明していただきたいということで、要望をしておきたいと思っております。

国体については、あともう一点。巷間いろいろ意見を伺っておりますのは、平成23年度の予算については、震災の影響で予算保留しているということなのですが、私とすれば、できれば予定どおり国体の開催をしてもらいたいという意見の立場で申し上げれば、予算の保留をしてしまったことにより、選手強化が若干おくらせているのではないとも言われています。そこについてもあわせて、選手強化費の保留した分について、どうリカバーできるのか、今、現状どうなっているのかも含めて、可能であれば御答弁をいただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○大平政策監兼企画課総括課長 まず、鹿児島県がどのように試算したかなど各県の動向を見ながら、鹿児島県から情報を仕入れながら、県で適用できるか、これについて勉強させていただきたいと思っております。

○西村国体推進課総括課長 選手強化の関係でございますが、教育委員会の所管でございますけれども、教育委員会では、いわゆる平成28年の国体に向けての選手強化につきましては、本体がどうなるかというところで、それに合わせて行っていくという考え方でございます。岩手国体以外の通常の国体についての選手強化については、普通どおりとなっておりますので、そういう形で進めていくような考え方であると伺っております。

○及川あつし委員 最後にしますが、所管は教育委員会だと思うのですが、例えば一番わかりやすい例ではスーパーキッズですよね。スーパーキッズ、ではどうなるのという話になっているのです、今、世の中では。ですから、こういう県民の関心がある点についてもきちっと説明できるように、試算を発表する際にも一試算発表と国体の開催はまた別問題かもしれないけれども、そういう関心のある件については、しかるべき説明ができるように、ぜひ御準備をお願いしたいということで終わります。

○五日市王委員長 ほかにございませんか。

○久保孝喜委員 2点お伺いします。最初に防災ヘリの部品落下の問題、ちょっと確認の意味で教えていただきたいと思っております。部品が落下して人的な被害もなかったというのは不幸中の幸いだったろうと思っておりますが、この防災ヘリが唯一の—そういう意味では、ドクターヘリが稼働する前の段階での大きな役割も担っているということもあって、今回の事故を大変憂慮するものなのです。原因究明等は当然なされているのだろうと思っておりますが、現在の防災ヘリが稼働していない、とめ置きの状態になっているというような報道を聞いておりますが、今後の見通しなどを含めて、まずお知らせいただきたい。

それから参考までに、花巻空港を基地としているわけでしょうが、そこから各地のヘリポートへ向かう際の飛行ルートというのは、確定したものがあるのかどうか。今回のような落下事故などを含めて考えると、その飛行ルートの見直しということが必要ないのかあるのか含めて、その辺の認識もお伺いをしたいと思います。

○小山総合防災室長 まずもって、今回の防災ヘリひめかみの事故につきましては、皆様に本当に御迷惑、御心配をおかけしましたこと、この場をもちまして申しわけなく思っております。

それで、ただいまの委員の御質問でございますけれども、現在防災ヘリにつきましては、飛行先の宮古市の医療の村のヘリポートにステイといたしますか、とめ置いてございます。現在部品が見つかったこと等を踏まえながら、県警で原因調査といたしますか—捜査という形になりましょうか—調査していただいておりますけれども、その間はステイといたしますか、とめ置くような状態が続くものと思っております。

加えて言いますと、ヘリコプターにつきましては車の定期点検のような耐空検査—耐える空と書きますが、耐空検査というのが年1回予定されてございます。それがたまたま今月の25日から入る予定でございまして、それを含めまして、動かせるような環境になりましたら、今のところ陸送を考えてございますけれども、調布市のほうに運んで精密検査をしなければいけませんので、そういった形で早目に耐空検査を実施して、復旧を早めるというような考えでございます。

御心配のその間の取り扱いといたしますか、これまでもそういった耐空検査等で長期に飛行できない期間がありましたけれども、そういった場合については、近県の防災ヘリ等の応援を求めるといった協定もございますのでそういった形、また過去にも、県警ヘリへの出動もお願いして救急搬送をしたという事例も多々ございますけれども、そういった形で遺漏のないように努めてまいりたいと思っております。

それから、2点目の花巻空港からのルートでございしますが、これはございません。その現場、現場におきまして、そのときの気候等によりまして、極力最短距離をとるようにしていますが、もう一つ基本的には人家の上は、より通らないようにするというのもございます。これは、安全の確保のためでもございますけれども。そういった状況も踏まえながら、ケース・バイ・ケースといたしますか状況で決めているものでございます。以上でございます。

○久保孝喜委員 各般にわたって遺漏のないようにお願いしたいと思えます。

次でございます。実はきょうの委員会の冒頭、請願の審査の際に原発の損害賠償の問題が議論されまして、いろいろお話をさせていただきましたが、その後、お昼時間に新聞を見ましたら、きょうの話には全く出てこなかった内容が報道されておりました、これは一体どうということだろうと思ったわけです。昨日の段階で、東京電力の側が岩手県入りして、農業関係者に対して謝罪をしているという記事があったわけです。損害賠償にかかわってのそうした東京電力の動きなどが、けさの当局の参考説明の中にも出てきませんでしたし、私自身全く知らなかったことなのであれだったのですが、全くそのことに触れられていなかったというのは、いささか奇異に感じたわけです。これについてはどういうことだったのか、御説明をお願いしたいと思います。

○小山総合防災室長 まことに申しわけございません。ちょっとそこまで話が及ばなかったことにつきましては申しわけなく思います。東京電力が18日こちらに来て、農業団体に説明したという話でございまして、これは、先ほど御説明の中でありました東京電力の仙台のセンターができたことに伴いまして、たまたまという言い方はおかしいのかもしれませんが、18日に農業委員会の損害賠償に係る協議会といたしますかが開かれると

ということがわかりまして、そこに来て説明をいただきたいという農林水産部からの要請に基づいて、東京電力側でわかりましたという動きで、こういった18日の設定になったということでございます。説明不足でありました。どうも申しわけありませんでした。

○久保孝喜委員 私は、説明不足という問題もさることながら、結果的に損害賠償の問題にしる原発の問題にしる、本当に県庁内部で情報共有できているのかということに、実は疑念を持ってしまったわけです。この報道によれば、県が5項目の損害賠償に関する要請を読み上げたということまで報道されているわけです。そうすると、先ほどの賠償にかかわる県の姿勢を説明する際に、この問題が全く出ないというのはどういうことなのか。農林水産部の話だということまで切り捨ててしまうのですか。少なくとも東京電力の責任ある方々が来ていて、そこに県の要請書を読み上げたということまで報道されているときに、県の対応の文章の説明の中にも一切出てこない、これは問題なのではないでしょうか。御説明願います。

○加藤総務部長 昨日、東京電力が農業団体に赴いたという話、その状況につきましては、私どもも農林水産部から情報提供を受けて認識しております。説明が不足だったと総合防災室長から答弁申し上げました。午前中説明いたしました資料の中に、大きな方向性というか東京電力の対応、それからそれに対する県のスタンスということで申し上げたところまでございまして、いささかその辺の説明が不十分であったと反省しております。ちょっと個々の事案というか、現在のそういう個別の動きということまで思い至らず、説明が簡略でありましたことにつきましては、おわび申し上げます。基本的に県庁の中で、こういう損害賠償関係の問題も含めまして原発、放射線問題に対する情報共有、あるいはそれを踏まえて全体的な対応の調整方というのはしっかりやりたいと思っておりますし、また、その努力をしているという状況でございますので、御理解いただければと思います。

○久保孝喜委員 指摘させていただいたように、単に説明不足の問題ではない内容を含んでいると私は思います。なぜなら、県が東京電力に読み上げて要請した内容には、例えば具体的な農林水産関係の被害にとどまらず、前提として損害賠償は原因者が履行すべきもの、農家の置かれている状況をしっかり認識してもらいたいという、極めて強固な明確な態度をまず説明をした上で、具体項目についての要請が五つ挙げられているわけです。最後には、5番目にはこう書いています―報道によればですが。損害賠償では賄い切れない、放射線で汚染された農地はこの先100年、子孫に至る大きな問題だと、しっかり対応してもらいたいとまで書いているわけです。そうすると、けさの説明で大きな方向を説明しましたと、個々の具体の話は説明しませんでしたというだけにとどまらない、原発に対する基本認識を、この部分に象徴されるように県がしっかりと共有しているということ、この議会で説明しないでどこで説明するのですか。そこがやはり前提として、この問題における大きな問題点があるような気がしますし、これから先の原発対応、知事を本部長とする対策本部があるわけで、しっかりと説明責任を果たしていただき、かつ東京電力や国に対しての姿勢というものをきちんと明確化していただくように強く要請いたします。（「強く、強く」と呼ぶ者あり）

強く、強く。

○五日市王委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

なお、今回、継続審査と決定いたしました請願陳情1件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出を行うこととしますので御了承願います。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

次に、委員会調査についてを議題といたします。お手元に配付しております平成23年度総務委員会調査計画（案）をごらん願います。

今年度の当委員会の調査についてであります。去る10月13日開催の正副常任委員長会議の申し合わせを受け、県内の日帰り調査1回を実施することといたしたいと思っております。当委員会における調査は、お手元に配付しております委員会調査計画案に記載の日程により実施することとし、詳細につきましては当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので御確認願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでございました。